

# 敦賀市建築物耐震改修促進計画

平成 20 年 2 月 策定

平成 24 年 12 月 改定

平成 28 年 3 月 改定

平成 30 年 3 月 改定

令和 元 年 10 月 改定

令和 3 年 3 月 改定

敦 賀 市



## 目 次

1. 計画の概要	3
1.1 計画策定および改定の趣旨	3
1.2 位置づけ	4
1.3 計画期間	5
1.4 用語の定義	7
2. 建築物の耐震診断および耐震改修の実施に関する目標	8
2.1 想定される地震の規模と被害状況	8
(1) 想定される地震の規模	8
(2) 人的被害	11
(3) 建築物被害	12
2.2 耐震化の現状	13
(1) 住宅の耐震化の現状	13
(2) 特定既存耐震不適格建築物の耐震化の現状(法第14条第1号及び2号)	15
(3) 緊急輸送道路沿道の通行障害建築物の状況(法第14条第3号)	21
(4) 市有建築物の耐震化の現状	22
2.3 耐震改修等の目標の設定	23
(1) 敦賀市における住宅の耐震化の目標	23
(2) 特定既存耐震不適格建築物の耐震化の目標	24
(3) 危険物関係特定既存耐震不適格建築物の耐震化の目標	26
(4) 緊急輸送道路沿道の通行障害建築物の耐震化の目標	26
2.4 敦賀市が所有する建築物の耐震化目標の設定	26
3. 建築物の耐震診断および耐震改修の促進を図るための施策に関する事項	28
3.1 耐震診断・改修に係る基本的な取組方針	28
(1) 県の役割	29
(2) 敦賀市の役割	29
(3) 建築関係団体等の役割	29
(4) 建築物所有者等の役割	29
3.2 耐震診断・改修を図るための支援策の概要	29
3.3 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備	31
(1) 相談体制の整備・充実	31
(2) 安心して耐震相談を依頼できる専門機関を紹介する環境づくり	31
(3) 敦賀市内の住宅の特性を踏まえた診断・改修方法の普及	31
3.4 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項	31
3.5 避難路等の現況把握および沿道住宅・建築物耐震化基礎資料の整備	34

3.6 緊急耐震重点区域における耐震化促進 .....	34
3.7 優先的に耐震化に着手すべき建築物 .....	34
(1)防災上重要な建築物 .....	34
(2)優先的に指導等を実施すべき特定既存耐震不適格建築物 .....	34
3.8 市有建築物に係る二次的被害発生防止 .....	35
4. 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発および知識の普及に関する事項	37
4.1 地震防災マップ(ゆれやすさ・液状化危険度・地域の危険度)の作成・公表 .....	37
4.2 相談体制の整備および情報提供の充実 .....	37
4.3 パンフレットの作成とその活用方策 .....	37
4.4 リフォームにあわせた耐震改修の誘導 .....	37
4.5 地域住民等との連携(取組支援策) .....	38
4.6 耐震出張説明の実施 .....	38
4.7 耐震改修に対する税の特例措置の周知 .....	38
4.8 売買される建物の耐震診断・耐震改修の促進 .....	38
4.9 地震保険の活用 .....	38
4.10 木造住宅耐震改修現場見学会の開催協力 .....	39
4.11 耐震診断を実施した所有者等へのフォローアップ .....	39
5. 所管(特定)行政庁との連携に関する事項	42
5.1 対象となる建築物 .....	42
5.2 耐震診断または耐震改修の指導等への協力 .....	42
5.3 建築基準法による勧告または命令等の実施 .....	42
6. その他建築物の耐震診断および耐震改修の促進に関し必要な事項	45
6.1 計画の検証 .....	45

## 1. 計画の概要

### 1.1 計画策定および改定の趣旨

平成 7 年 1 月の阪神・淡路大震災では、6,400 余名の尊い人命が失われました。この地震発生直後の犠牲者のうち 8 割以上が建築物の倒壊による窒息死や圧死であることが指摘され、建築物の耐震性と犠牲者の関係が改めて明らかとなりました。その後、平成 16 年 10 月の新潟県中越地震、平成 19 年 3 月の能登半島地震、平成 19 年 7 月の新潟県中越沖地震、また平成 23 年 3 月 11 日の東北地方太平洋沖地震と大地震が頻発しており、建築物の倒壊や津波による犠牲者が発生しています。

一方、平成 17 年 3 月に中央防災会議で決定された「地震防災戦略」や、平成 17 年 9 月に発表された「建築物の耐震化緊急対策方針」においては、10 年後に死者数および経済被害額を被害想定から半減させるという目標達成のためには、建築物の耐震化が最も重要な課題として示されました。また、国土交通省の住宅・建築物の地震防災推進会議の提言を受け、平成 18 年 1 月には「建築物の耐震改修の促進に関する法律」が改正・施行されました。

この法改正に伴い、住宅・建築物の耐震化を計画的に推進するため、国は住宅および多数の者が利用する建築物(学校、病院、百貨店、事務所等)の現状の耐震化率約 75%を平成 27 年までに少なくとも 90%にするという目標を掲げた基本方針を定め、都道府県はこの基本方針に基づく耐震改修促進計画の策定が義務づけられました。また、市町は耐震改修促進計画の策定の努力義務が課せられることとなりました。これを基に、福井県では、平成 18 年 12 月に「福井県建築物耐震改修促進計画」が策定され、平成 24 年 3 月には「同計画」が改定されたところです。また、平成 25 年 2 月に社会資本整備審議会から「今後の建築基準制度のあり方について(第一次答申)『住宅・建築物の耐震化促進方策のあり方について』」が答申され、平成 25 年 11 月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」が改正・施行されました。この改正では、全ての既存耐震不適格建築物において耐震診断と必要に応じた耐震改修に努めることが規定され、防災拠点となる建築物や避難路沿道の建築物については、県や市町が耐震診断の義務付けを行うことができるなど、建築物の耐震改修を促進する取り組みが強化されました。これを基に、「福井県建築物耐震改修促進計画」が平成 28 年 3 月に改定され、平成 31 年 1 月には「建築物の耐震改修の促進に関する法律」が改正・施行されました。この改正により、避難路沿道の一定規模以上のブロック塀等が耐震診断の義務付け対象に追加されました。

平成 28 年 8 月の敦賀市の総合計画である「第 6 次敦賀市総合計画 後期基本計画(敦賀市再興プラン)」では、「第 2 章 豊かさに満ちたまちづくり」の「質の高い住宅の改良と空き家・空地対策」および「第 3 章 安心安全なまちづくり」の「災害に強いまちづくりの推進」の項で「木造住宅の耐震化の向上」等について記載されております。

本計画は、平成 18 年改正の「建築物の耐震改修の促進に関する法律」、平成 18 年策定の「福井県建築物耐震改修促進計画」および「敦賀市地域防災計画(地震災害対策編)」等の内容を踏まえつつ策定したのですが、平成 25 年改正の「建築物の耐震改修の促進に関する法律」、平成 28 年改定の「福井県建築物耐震改修促進計画」、そして平成 31 年改正の「建築物の耐震改修の促進に関する法律」、令和 2 年改定の「福井県建築物耐震改修促進計画」にあわせ、過去 13 年間の計画の

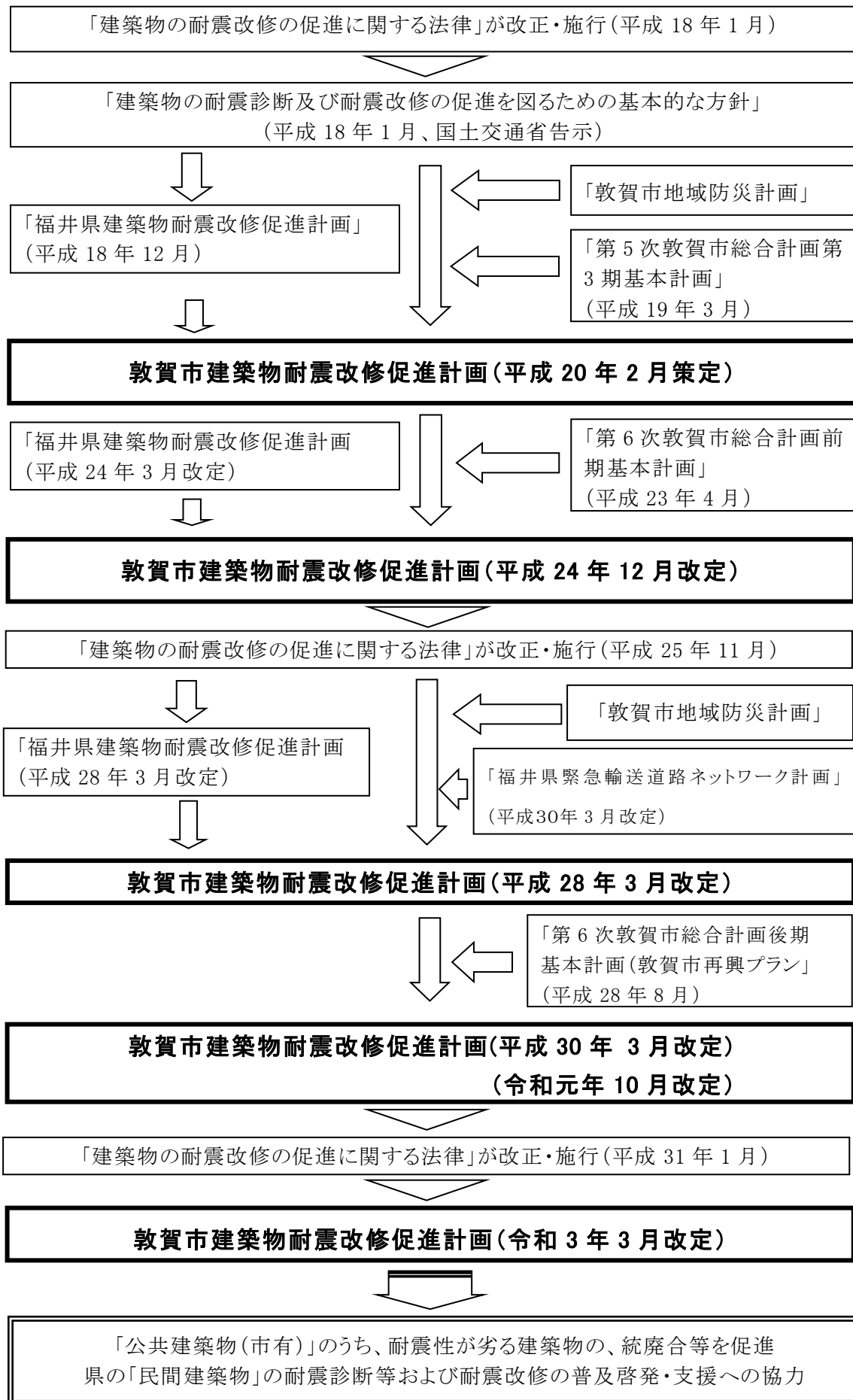
進捗状況を検証し、必要な改定を行うものです。

## 1.2 位置づけ

本計画は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」、「福井県建築物耐震改修促進計画」、「敦賀市総合計画」、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)に基づき防災に係る総合的な運営を計画化した「敦賀市地域防災計画(地震災害対策編)」を踏まえ、敦賀市の住宅・建築物の耐震診断・改修に関する施策の基本方向を示すものです。

本計画において定めた耐震化率の目標達成に向け、住宅・建築物の耐震化が更に促進されるよう内容を改定し、大規模地震に対する市民の安全・安心の確保に努めていきます。

図 1-1 本計画の位置づけ



### 1.3 計画期間

本計画は平成 20 年度から令和 2 年度までの 13 年間としていましたが、平成 28 年度に改定した計画の目標値との乖離が見られるようになりましたので、計画期間を令和 7 年度まで 5 年間延長し、引き続き耐震化の促進に取り組めます。

計画期間:令和 7 年度まで



## 1.4 用語の定義

本計画で使用する主な用語について、以下のとおり定義します。

表 1-1 主な用語と定義

主な用語	定義の内容
耐震診断	地震に対する安全性を評価することです。
耐震改修	地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕、模様替え若しくは一部の除却又は敷地の整備をすることです。
旧耐震基準	昭和 56 年 6 月 1 日の耐震基準の見直し以前に用いられていた耐震基準です。阪神・淡路大震災では、旧耐震基準による建築物の被害が顕著でした。
新耐震基準	昭和 53 年の宮城県沖地震後、従来の耐震基準が抜本的に見直され、昭和 56 年 6 月 1 日に施行された耐震基準です。阪神・淡路大震災でも新耐震基準による建築物では大きな被害は少ない状況でした。
耐震性がある	大地震に対し、新耐震基準と同レベルの耐震性能を持つことです。耐震性のある建築物は、ごくまれに発生する大地震に対しても倒壊の恐れが少ないと考えられます。
耐震化率	全ての建築物のうちの耐震性がある建築物(新耐震基準によるもの、耐震診断で耐震性ありとされたもの、耐震改修を実施したもの)の割合です。 耐震化率 = $\frac{\text{新耐震基準の建築物} + \text{耐震診断で耐震性ありの建築物} + \text{耐震改修済の建築物}}{\text{全ての建築物}}$
特殊建築物	建築基準法第 2 条に規定されている用途の建築物で、病院、ホテル、学校など不特定、または多数の者が利用する建築物です。
所管行政庁 (特定行政庁)	建築主事を置く市町の区域においては当該市町の長をいい、その他の市町の区域においては知事をいいます。
既存耐震不適格建築物	地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合し内建築物で同法第 3 条第 2 項の規定の適用を受けているものをいいます。
特定既存耐震不適格建築物	既存耐震不適格建築物のうち、多数の者が利用するなど一定の用途で一定の規模以上の建築物(耐震改修促進法で耐震診断・改修の実施について努力義務が課せられている建築物)です。多数の者が利用する建築物、政令で定める数量以上の危険物を貯蔵、処理するすべての建築物、県または市町村の耐震改修促進計画に記載する道路の過半を閉塞する恐れがある建築物が該当します。
多数の者が利用 する建築物	特定既存耐震不適格建築物の用途・規模の要件に該当する建築物(特定既存耐震不適格建築物および新耐震基準で建設された建築物で特定既存耐震不適格建築物の用途および規模要件に該当する建築物)です。
緊急輸送道路	災害時の拠点施設を連結する道路であり、災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から重要な道路のことで、本計画においては福井県地域防災計画に位置付けられた第 1 次～第 2 次緊急輸送道路ならびに市内の本計画において、敦賀市が指定する「県が指定する緊急輸送道路から防災拠点に至るまでの道路」をいいます。
建築物の耐震改修の促進に関する法律	阪神・淡路大震災の教訓をもとに平成 7 年 12 月 25 日に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」(以下、「耐震改修促進法」とする。)が施行され、新耐震基準を満たさない建築物について積極的に耐震診断や改修を進めることとされました。さらに、平成 17 年 11 月 7 日に改正耐震改修促進法が公布され、平成 18 年 1 月 26 日に施行されました。大規模地震に備えて学校や病院などの建築物や住宅の耐震診断・改修を早急に進めるため、数値目標を盛り込んだ計画の作成が都道府県に義務付けられました。また、平成 25 年 5 月 29 日にも同法が改正・公布され、平成 25 年 11 月 25 日に施行されました。不特定多数の者が利用する大規模建築物等の所有者に対して、耐震診断の結果を所管行政庁へ報告することを義務づけられました。
通行障害既存耐震不適格建築物	地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある通行障害建築物であって既存耐震不適格建築物であるもの。耐震改修促進法の特定既存耐震不適格建築物として定められています。
ハザードマップ	災害予測図、危険範囲図、災害危険個所分布図ともいい、ある災害に対して危険なところを地図上に示したものです。地震ハザードマップ、洪水ハザードマップ、宅地ハザードマップ等、それぞれの災害の種類に応じて作成されています。通常は、危険度を色分け表示した地図に、避難所、病院等の情報をわかりやすく表現しています。
住宅・土地統計調査	わが国の住宅に関するもつとも基礎的な統計調査です。住宅および世帯の居住状況の実態を把握し、その現状と推移を、全国および地域別に明らかにすることを目的に、総務省統計局が 5 年ごとに実施しています。

## 2. 建築物の耐震診断および耐震改修の実施に関する目標

### 2.1 想定される地震の規模と被害状況

#### (1) 想定される地震の規模

「敦賀市地域防災計画(地震災害対策編)」では、敦賀市が実施した防災アセスメントを基に、直下型地震として市域に多大な被害を及ぼすと予想される柳ヶ瀬断層(長さ 32.4km、マグニチュード 7.4)および敦賀断層(長さ 25.5km、マグニチュード 7.2)により発生する地震を想定地震としています。なお、太平洋の海溝で発生する海溝型地震は想定していません。

表 2-1 想定される地震の規模

想定地震	断層の長さ	想定規模 (マグニチュード)	地震タイプ
柳ヶ瀬断層による地震	32.4km	7.4	地殻内
敦賀断層による地震	25.5km	7.2	地殻内

出典:「敦賀市地域防災計画(地震災害対策編)」

図 2-1 柳ヶ瀬断層の地震動予測図

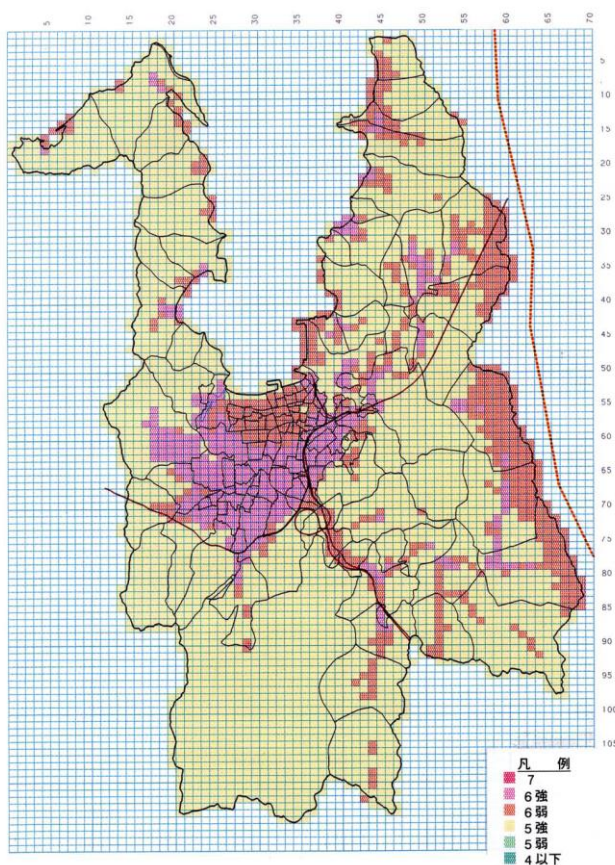
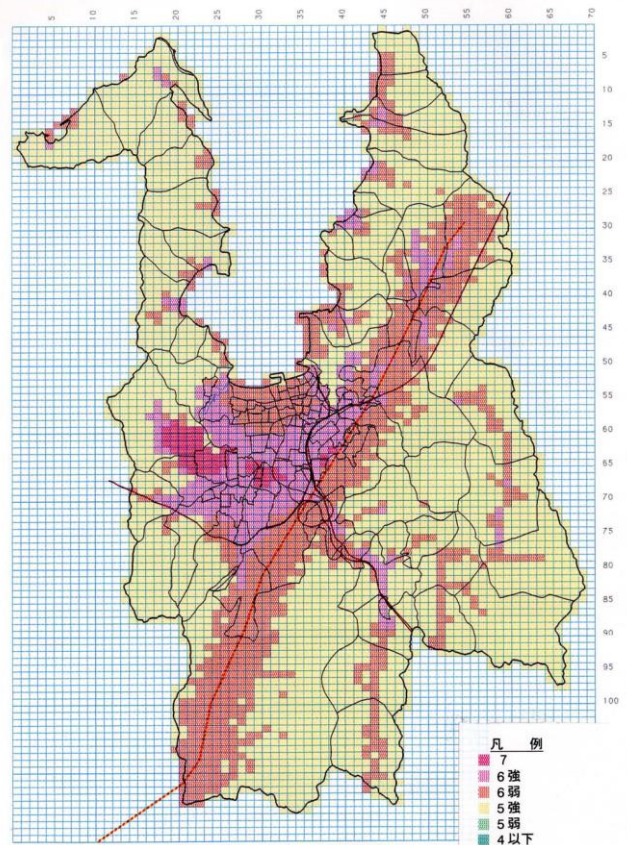


図 2-2 敦賀断層の地震動予測図



出典:「敦賀市地域防災計画(地震災害対策編)」

また、平成 23 年 3 月に作成した「敦賀市地震防災マップ」において、敦賀市に影響のある想定地震により計算される震度を重ね合わせて、50mメッシュ単位で最大となる震度を表示した「ゆれやすさマップ」を作成しました。

若狭湾周辺の断層帯のうち、地震規模や距離を考慮し、地震が起きた際に敦賀市に影響を及ぼすものとして、和布－干飯崎沖～甲楽城断層、柳ヶ瀬断層、ウツロギ峠北方－池河内断層、浦底－内池見断層、敦賀断層、大陸棚～B～野坂断層の 5 つの断層帯を想定地震の対象として抽出し、さらに「どこにでも起こりうる直下の地震」を想定地震に加えています。

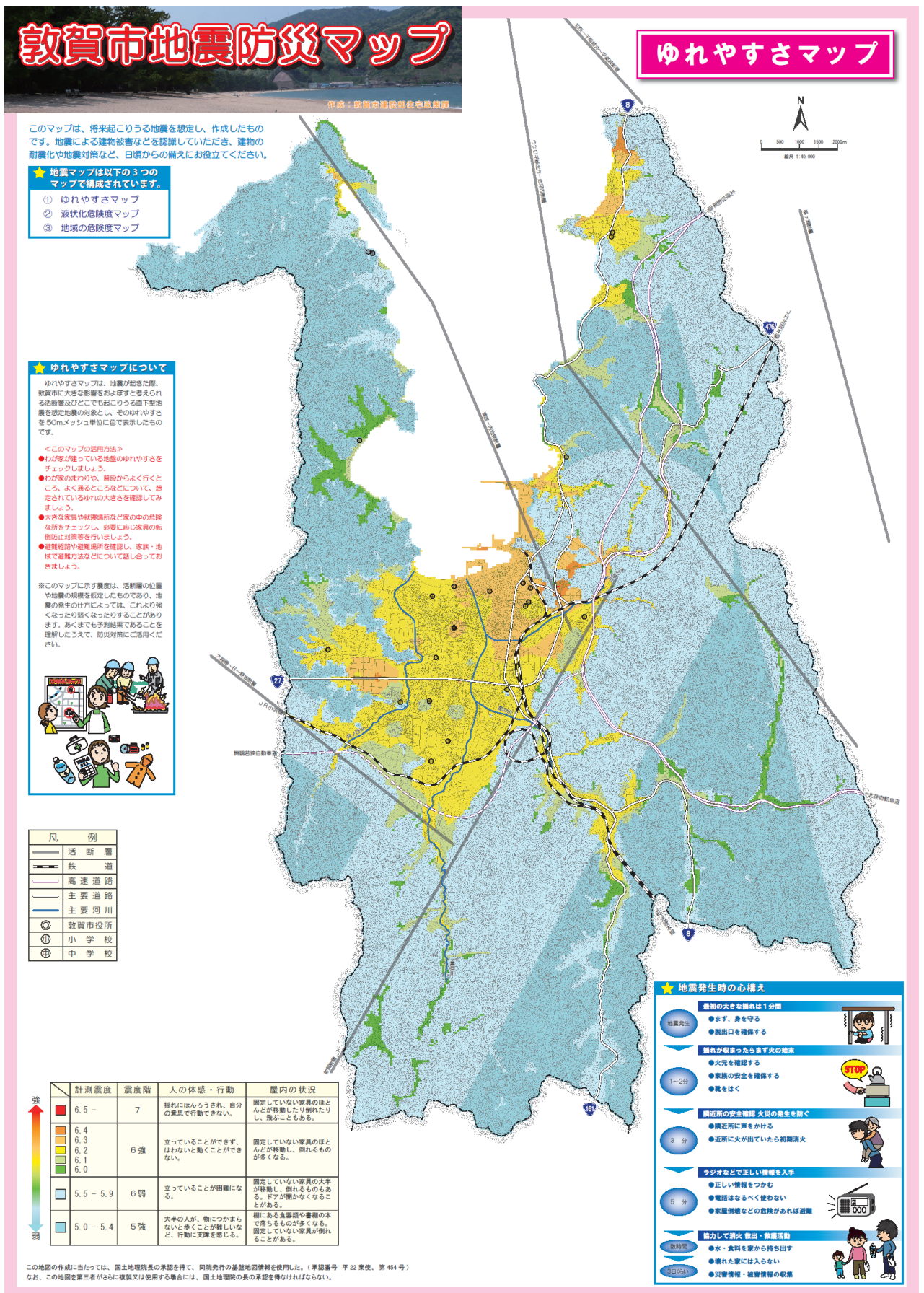
表 2-2 想定される地震の規模

想定地震	断層の長さ	震源の深さ	想定規模 (マグニチュード)
和布－干飯崎沖～甲楽城断層による地震	北部 35.1km 南部 24.9km	11km	7.1
柳ヶ瀬断層による地震	28km	11km	7.0
ウツロギ峠北方－池河内断層による地震	22.8km	11km	6.4
浦底－内池見断層による地震	20.0km	12km	6.4
敦賀断層による地震	23km	12km	6.9
大陸棚～B～野坂断層による地震	39.95km	11km	6.8
どこにでも起こりうる直下の地震	—	11km	6.4

出典:「敦賀市地震防災マップ作成業務委託報告書」

「ゆれやすさマップ」は、各震源断層について行なった地震動予測に、表層地質図および地形分類図等から決定した 50mメッシュ単位の微地形区分を基に設定した表層地盤の増幅度を掛け合わせ、地表での予測震度を求め、最大となる計測震度を示したものです。

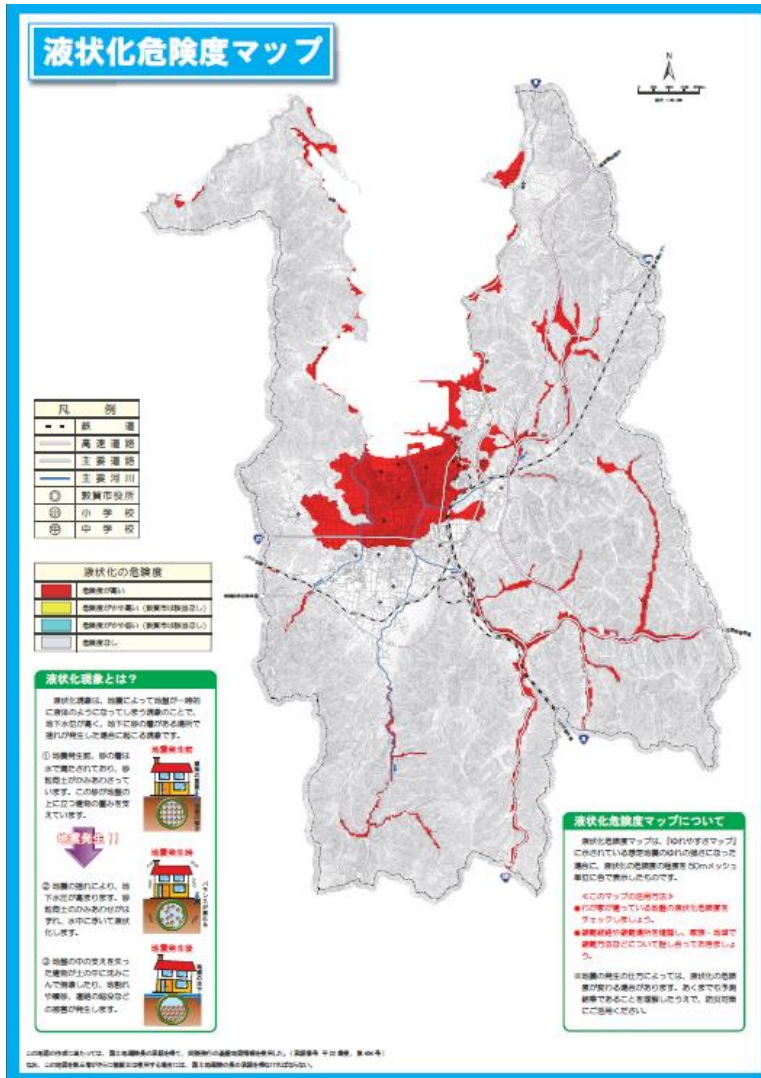
図 2-3 ゆれやすさマップ



出典：「敦賀市地震防災マップ」

また、この「ゆれやすさマップ」の作成過程で決定した微地形区分と地表面最大速度に応じて、地盤表層の液状化の可能性の程度を4段階に判定した「液状化危険度マップ」を作成しました。

図 2-4 液状化危険度マップ



出典：「敦賀市地震防災マップ」

(2) 人的被害

「敦賀市地域防災計画(地震災害対策編)」では、想定地震による人的被害は、敦賀断層による地震が最も大きく、死者 1,050 人、負傷者 1,860 人、り災者 38,200 人、避難者 11,500 人と想定されています。

表 2-3 想定地震における建築物倒壊等による人的被害の想定結果(敦賀市)

想定地震	死者数	負傷者数	り災者数	避難者数
柳ヶ瀬断層による地震	910 人	1,630 人	33,200 人	10,000 人
敦賀断層による地震	1,050 人	1,860 人	38,200 人	11,500 人

出典：「敦賀市地域防災計画(地震災害対策編) 平成 31 年 2 月」

注：被害人数は、地震が冬の 18 時に発生する場合(最悪のケースとなる場合を想定)。

### (3) 建築物被害

「敦賀市地震防災マップ」では、地区ごとの構造別年代別建物データを基に、メッシュごとの計測震度に応じた建物が全壊する確率を算定し、その分布を表した「地域の危険度マップ」を作成しました。

表 2-4 に、敦賀市における区分ごとの建物の全壊棟数と全壊率を示します。

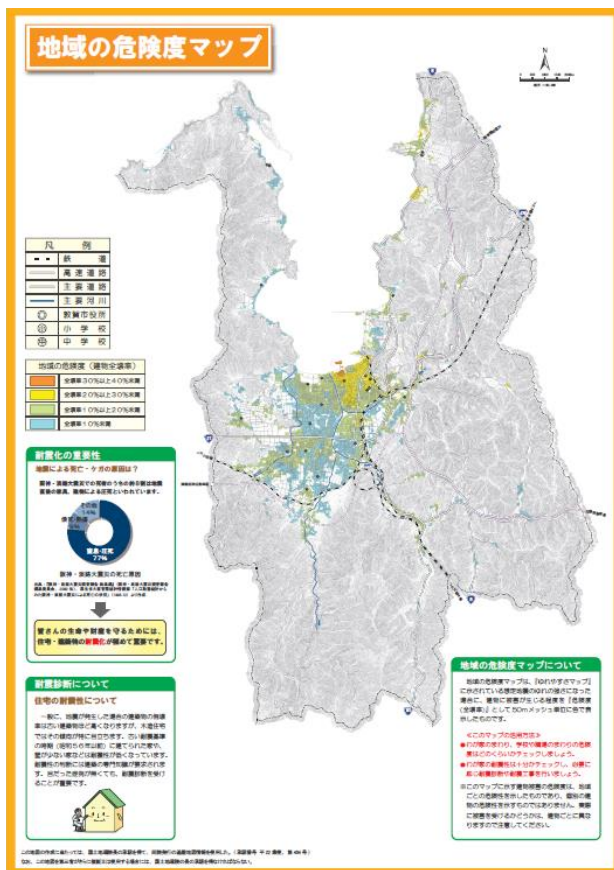
特に、木造の昭和55年以前のものが、全棟数 12,022 棟のうち全壊 3,776 棟となり、全壊率 31%と高い予測となりました。

表 2-4 敦賀市における建物の全壊率 (平成 22 年 6 月現在)

区分		全棟数	全壊棟数	全壊率
木造	S34 以前	1,976	958	48%
	S35～S55	10,046	2,818	28%
	S56 以降	11,811	546	5%
非木造	S46 以前	1,333	109	8%
	S47～S55	3,141	196	6%
	S56 以降	6,946	113	2%
合計		35,253	4,742	13%

出典:「敦賀市地震防災マップ作成業務委託報告書」

図 2-5 地域の危険度マップ



出典:「敦賀市地震防災マップ」

## 2.2 耐震化の現状

### (1)住宅の耐震化の現状

建築基準法の耐震基準に関する改正が昭和 56 年 6 月 1 日から施行され新耐震設計法が導入されたことから、これ以降に建築された建築物を「新耐震基準建築物」、これより前に建築された建築物を「旧耐震基準建築物」と言います。

「建築物の耐震化」とは、建築物の地震に対する安全性を確保することです。「耐震性のある建築物」とは、新耐震基準により建築された建築物、耐震診断結果により耐震性を満たす建築物および耐震改修・建替えにより耐震化した建築物です。この「耐震性のある建築物」の「建築物の全数」に対する割合を「耐震化率」と言います。

「耐震改修」とは、地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕、模様替若しくは一部の除却又は敷地の整備をすることであり、このうち増築、改築を伴わない修繕若しくは模様替を「耐震補強」と言います。

「建替え」とは、耐震性が不十分な建築物を除去し、新築することを言います。

「耐震性がない建築物」とは旧耐震基準により建築された建築物のうち、耐震診断結果から耐震性がないものおよび耐震改修が行われていないもののどちらかに該当するものを言います。

#### ①住宅を取り巻く環境

住宅は、市民の暮らしの基盤であり、最も安心して生活できる建築物であるべきものです。しかし、近年の地震被害として、住宅の倒壊による圧死が毎回のよう報道され、地震の際に命を守ってくれる建築物とは言いがたい状況にあります。昭和 55 年以前の耐震性が不十分な住宅がまだ多い中で、所有者による耐震診断や耐震改修も必ずしも顕著には進んでいません。このような状況を早期に改善し、安心して暮らせる住宅を充実させていくことが強く求められます。

#### ②住宅の年代別住宅数

表 2-5 に示すように、平成 30 年の住宅・土地統計調査によると、敦賀市の住宅数は 25,770 戸です。昭和 55 年以前のは 7,777 戸、このうち、木造と防火木造の合計は 5,702 戸(木造 4,397 戸、防火木造 1,305 戸)です。

表 2-5 敦賀市の年代別住宅数(平成 30 年、居住のあるもののみ)

(単位:戸)

区 分	総 数	構 造				
		木造	防火木造	鉄骨・RC 造	鉄骨造	その他
昭和 55 年以前	7,777	4,397	1,305	1,702	230	30
昭和 56 年以降	17,993	5,273	5,895	4,098	2,820	20
合計	25,770	9,670	7,200	5,800	3,050	50

出典:平成 30 年住宅・土地統計調査

注:建築時期不詳分は、年代別住宅数を基に按分。

注:「防火木造」とは、外壁又は軒裏の構造が防火性能を有する構造(政令で定める技術基準に適合する鉄網モルタル塗、しっくい塗その他の構造)である木造建築物を指す。

### ③住宅の耐震化の推計

住宅の耐震化率は、住宅・土地統計調査から抽出した数値を用い、福井県の試算と同じ手法により敦賀市の耐震化率を推計します。

建築年が昭和 56 年以降である住宅は、全て耐震性があるとします。また、昭和 55 年以前建築であるが耐震性のあるものの割合を、国土交通省が実施した耐震診断結果に関する都道府県アンケートの結果を用いて推計します。さらに、建築年が昭和 55 年以前である住宅のうち耐震改修を実施済みの住宅について、住宅・土地統計調査から戸数を把握し、耐震性ありとします。

この推計によると、表 2-6 に示すとおり、平成 18 年度末において、居住のある住宅約 24,150 戸のうち、耐震性がある住宅は 17,610 戸で、耐震化率は 72.9%と推計されます。また、平成 22 年度末においては、居住のある住宅 25,050 戸のうち、耐震性のある住宅は 19,220 戸で、耐震化率は 76.7%と推計され、平成 27 年度末においては、居住のある住宅 25,820 戸のうち、耐震性のある住宅は 20,690 戸で、耐震化率は 80.1%と推計されます。令和 2 年度末においては、居住のある住宅 26,380 戸のうち、耐震性のある住宅は 21,820 戸で、耐震化率は 82.7%と推計されます。

さらに、令和 7 年度末においては、旧耐震基準により建築されている住宅の建替え等が進み、居住のある住宅 26,840 戸のうち、耐震性のある住宅は 22,770 戸で、耐震化率は 84.8%と推計されます。

表 2-6 平成 18 年度末、平成 22 年度末、平成 27 年度末、令和 2 年度末、令和 7 年度末の耐震化率推計(単位:戸)

区 分	人が居住している住宅数①	昭和 55 年以前の住宅数②	昭和 56 年以降の住宅数④	耐震性がある住宅数⑥ (③+⑤)	耐震化率 (%) (⑥/①)
		耐震性あり③	耐震性あり⑤		
平成 18 年度末 (推計)	24,150	9,010	15,140	17,610	72.9%
		2,430	15,140		
平成 22 年度末 (推計)	25,050	8,420	16,630	19,220	76.7%
		2,460	16,630		
平成 27 年度末 (推計)	25,820	7,920	17,900	20,690	80.1%
		2,480	17,900		
令和 2 年度末 (推計)	26,380	7,550	18,830	21,820	82.7%
		2,500	18,830		
令和 7 年度末 (推計)	26,840	7,250	19,590	22,770	84.8%
		2,510	19,590		



## (2) 特定既存耐震不適格建築物の耐震化の現状(法第 14 条第 1 号及び 2 号)

多数の者が利用する建築物(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を含む)の耐震化率については、敦賀市が作成した特定既存耐震不適格建築物等のリストに基づいて推計します。

昭和 56 年以前建築の旧耐震基準の建築物で耐震診断が行われていない建築物のうち、耐震性を有すると推計される建築物の棟数は、国の耐震化率の算出方法に準じ、用途別の耐震化率を基に推計します。

なお、建築年が不明の建築物については、旧耐震基準の建築物と見なしています。

表 2-7 耐震性ありと判断する多数の者が利用する建築物

区分	棟数の算定方法
昭和 57 年以降建築の多数の者が利用する建築物	敦賀市が作成した特定既存耐震不適格建築物等のリストを基に、これに平成 24 年 2 月以降の建築確認申請書類による多数の者が利用する建築物を追加
昭和 56 年以前建築であるが、耐震改修済みの多数の者が利用する建築物	敦賀市が実施したこれまでの耐震改修の実績から把握
昭和 56 年以前建築であるが、耐震診断で耐震性があると判定された多数の者が利用する建築物	敦賀市が実施した耐震診断で耐震性ありと判定された棟数を算定
昭和 56 年以前建築で耐震診断を行っていないが、耐震性があると推定される多数の者が利用する建築物	国の耐震化率の算出方法(「改正 建築物の耐震改修の促進に関する法律・同施行令等の解説」(平成 18 年 2 月))に準じ、用途別の耐震化率を基に推計 (用途別の耐震化率) ・学校:29.8% ・病院、診療所:42.1% ・社会福祉施設:44.6% ・ホテル、旅館等:35.8% ・店舗、百貨店:47.8% ・賃貸共同住宅:76.0% ・その他:49.6%

また、「福井県地域防災計画」においては、緊急輸送道路として、平成 8 年 8 月に作成された「福井県緊急輸送道路ネットワーク計画」における道路が平成 31 年 3 月に改訂されており、以下 3 つに区分されています。

### ・第 1 次緊急輸送道路(第 1 次ルート)

隣接する県を結ぶ広域的な道路、生活圏相互間を結ぶ道路、県庁・市役所・消防本部・救急病院などの最も重要な防災拠点を結ぶ道路となる高速自動車国道、一般国道を中心とする基幹輸送道路

### ・第 2 次緊急輸送道路(第 2 次ルート)

合同庁舎・土木事務所・警察署・町役場などの防災拠点と第 1 次緊急輸送道路を結ぶ導入幹線輸送道路

### ・市が指定する道路

第 1 次および第 2 次緊急輸送道路と避難場所を結ぶ道路

図2-6 地震によって倒壊した場合において、その敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある通行障害建築物のイメージ

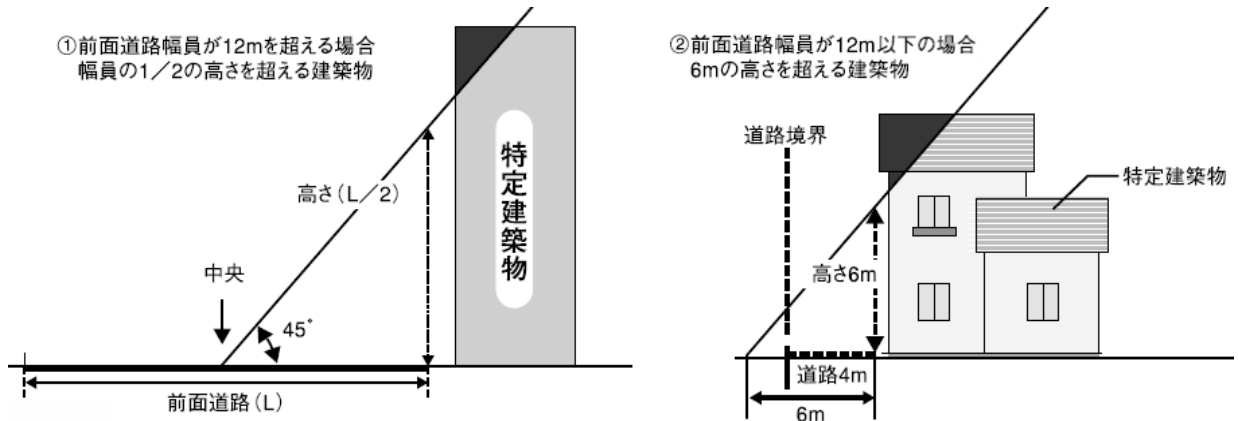
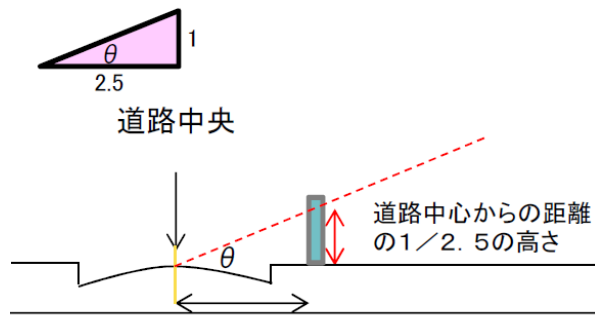


図 2-6② 通行障害建築物に追加されたブロック塀等のイメージ



また、特定既存耐震不適格建築物の用途と規模要件を整理したものを表 2-8 に示します。

表 2-8 特定既存耐震不適格建築物一覧表

用途		規模要件	
学校	小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校	階数 2 以上かつ 1,000m <sup>2</sup> 以上 ※屋内運動場の面積を含む。	
	上記以外の学校	階数 3 以上かつ 1,000m <sup>2</sup> 以上	
体育館（一般公共の用に供されるもの）		階数 1 以上かつ 1,000m <sup>2</sup> 以上	
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		階数 3 以上かつ 1,000m <sup>2</sup> 以上	
病院、診療所			
劇場、観覧場、映画館、演芸場			
集会場、公会堂			
展示場			
卸売市場			
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗			
ホテル、旅館			
賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舍、下宿			
事務所			
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの			階数 2 以上かつ 1,000m <sup>2</sup> 以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害福祉センターその他これらに類するもの			
幼稚園、幼保連携型認定子ども園、保育所		階数 2 以上かつ 500m <sup>2</sup> 以上	
博物館、美術館、図書館		階数 3 以上かつ 1,000m <sup>2</sup> 以上	
遊技場			
公衆浴場			
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの			
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗			
工場（危険物の貯蔵場又は処分場の用途に供する建築物を除く。）			
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの			
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設			
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物			
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物			政令で定める数量以上の危険物を貯蔵又は処理するすべての建築物

①特定既存耐震不適格建築物の年代別建築物数(法第 14 条第 1 号及び 2 号)

敦賀市の特定既存耐震不適格建築物の、令和 2 年 3 月現在の年代別建築物数は以下のとおりです。

表 2-9 特定既存耐震不適格建築物の年代別建築物数(令和 2 年 3 月現在)  
(単位:棟)

区分	総数
昭和 56 年以前	185
昭和 57 年以降	337
合計	522

②多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物の耐震診断・改修の実施状況(法第 14 条第 1 号)

敦賀市の耐震改修促進法に基づく特定既存耐震不適格建築物のうち、多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物の耐震診断・改修の状況を表 2-10 に示します。

総棟数は、395 棟で、そのうち新耐震基準により建築された耐震性を有する建築物は 250 棟あります。

旧耐震基準により建築された建築物は 145 棟 あり、そのうち既に耐震診断を実施して、耐震性を有していると確認されたものは 20 棟、耐震性が不十分であったものは 42 棟あります。この耐震性が不十分であった 42 棟のうち、25 棟は既に耐震改修が実施されています。また、耐震診断が未実施の 83 棟のうち、47 棟は国の耐震化率の算出方法により耐震性を有していると推計されます。

以上のことから、耐震性を有していると推計される建築物は 342 棟で、令和 2 年度の耐震化率は 86.6%と推計されます。

表 2-10 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状(令和 2 年 3 月末現在) (単位:棟)

	建築物の総棟数①	新耐震基準により建築された建築物の棟数②	旧耐震基準により建築された建築物の棟数③					旧耐震基準のうち耐震性を有すると推計される建築物の棟数⑧	耐震性を有する建築物の棟数⑨ (②+⑤+⑦+⑧)	H24.1 耐震化率(推計)	H28.1 耐震化率(推計) ⑨/①	R2.3 耐震化率(推計) ⑨/①
			耐震診断実施棟数④			耐震改修実施棟数⑦						
			耐震性有⑤	耐震性無⑥								
合計	395	250	145	62	20	42	25	47	342	82.2%	84.3%	86.6%
公共建築物	130	70	60	60	20	40	23	0	113	83.6%	85.2%	86.9%
民間建築物	265	180	85	2	0	2	2	47	229	81.4%	83.9%	86.4%

さらに、多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物については、その建築物の用途、使用形態から地震発生時に果たす役割を考慮して、「(ア)災害時に拠点となる建築物」、「(イ)不特定多数の者が利用する建築物」および「(ウ)特定多数の者が利用する建築物」の3つに分類し、その重要性から耐震化の優先度を考えます。

#### (ア)災害時の拠点となる建築物

地震発生時に円滑な避難や早期の災害復旧を行うために、災害時の情報の収集・伝達や避難誘導等の拠点となる庁舎、被災者を一時的に収容する病院や学校等です。災害弱者が利用している福祉施設も含まれます。

これらの建築物は「敦賀市地域防災計画(地震災害対策編)」においても防災上重要な建築物と位置づけられており、耐震化が最も重要な建築物となります。

耐震化率の現状は、97.4%と推計されます。

#### (イ)不特定多数の者が利用する建築物

百貨店、飲食店、ホテル・旅館、映画館、美術館、博物館等です。建築物の利用者が不特定多数のため、避難時に混乱を生じやすく、地震発生時の円滑な避難の確保が重要であり、災害時の拠点となる建築物に次いで、耐震化が重要となります。

耐震化率の現状は、82.4%と推計されます。

#### (ウ)特定多数の者が利用する建築物

賃貸住宅(共同住宅に限る)、寄宿舍、事務所、工場等です。多数の利用者がいるため、地震発生時の避難の確保が重要です。

耐震化率の現状は、82.1%と推計されます。

表 2-11 多数の者が利用する建築物の分類別の耐震化の現状(令和2年3月現在)

(単位:棟)

分類	建築物の総棟数①	新耐震基準により建築された建築物の棟数②	旧耐震基準により建築された建築物の棟数③						旧耐震基準のうち耐震性を有すると推計される建築物の棟数⑧	耐震性を有する建築物の棟数⑨ (②+⑤+⑦+⑧)	H24.1耐震化率(推計)	H28.1耐震化率(推計)	R2.3耐震化率(推計) ⑨/①
			耐震診断実施棟数④			耐震改修実施棟数⑦							
			耐震性有⑤	耐震性無⑥									
(ア) 災害時の拠点となる建築物	県庁、市役所、町役場、警察署、消防署、幼稚園、小・中学校、高校、病院、診療所、高齢者福祉施設、障害者福祉施設、児童福祉施設、体育館等	115	79	36	35	10	25	23	0	112	90.3%	93.0%	97.4%
	公共建築物	73	39	34	34	10	24	22	0	71	93.1%	95.8%	97.3%
	民間建築物	42	40	2	1	0	1	1	0	41	85.4%	88.4%	97.6%
(イ) 不特定多数の者が利用する建築物	百貨店、飲食店、ホテル・旅館、映画館、遊技場、美術館、博物館、銀行、運動施設、集会場、展示場、卸売市場、公衆浴場、停車場、駐車施設等	51	33	18	6	3	3	2	4	42	71.2%	75.5%	82.4%
	公共建築物	12	7	5	5	3	2	1	0	11	81.8%	81.8%	91.7%
	民間建築物	39	26	13	1	0	1	1	4	31	68.3%	73.8%	79.5%
(ウ) 特定多数の者が利用する建築物	賃貸住宅(共同住宅に限る)、寄宿舎、下宿、事務所、工場等	229	138	91	21	7	14	0	43	188	80.4%	81.6%	82.1%
	公共建築物	45	24	21	21	7	14	0	0	31	68.9%	68.9%	68.9%
	民間建築物	184	114	70	0	0	0	0	43	157	83.9%	85.4%	85.3%
合計		395	250	145	62	20	42	25	47	342	82.2%	84.3%	86.6%
	公共建築物	130	70	60	60	20	40	23	0	113	83.6%	85.2%	86.9%
	民間建築物	265	180	85	2	0	2	2	47	229	81.4%	83.9%	86.4%

③危険物関係特定建築物の耐震診断・改修の実施状況(法第14条第2号)

敦賀市の耐震改修促進法に基づく特定既存耐震不適格建築物のうち、危険物関係の特定既存耐震不適格建築物の耐震診断・改修の状況を表 2-12 に示します。

総棟数は、127 棟で、そのうち新耐震基準により建築された耐震性を有する建築物は 87 棟あります。

旧耐震基準により建築された建築物は 40 棟あり、耐震診断が実施されているものはありません。また、耐震診断が未実施の 40 棟のうち、20 棟は国の耐震化率の算出方法により耐震性を有していると推計されます。

以上のことから、耐震性を有していると推計される建築物は 107 棟で、令和2年度の耐震化率は 84.3% と推計されます。

表 2-12 危険物関係特定建築物の耐震化の現状(令和 2 年 3 月末現在) (単位:棟)

	建築物の総棟数①	新耐震基準により建築された建築物の棟数②	旧耐震基準により建築された建築物の棟数③				旧耐震基準のうち耐震性を有すると推計される建築物の棟数⑧	耐震性を有する建築物の棟数⑨ (②+⑤+⑦+⑧)	H24.1耐震化率(推計)	H28.1耐震化率(推計)	R2.3耐震化率(推計) ⑨/①	
			耐震診断実施棟数④			耐震改修実施棟数⑦						
			耐震性有⑤	耐震性無⑥								
合計	127	87	40	0	0	0	0	20	107	79.8%	79.8%	84.3%
公共建築物	1	1	0	0	0	0	0	0	1	100%	100%	100%
民間建築物	126	86	40	0	0	0	0	20	106	79.6%	79.6%	84.1%

注：地下タンク貯蔵所、一般のガソリンスタンド（給油取扱所）を除く。

### (3) 緊急輸送道路沿道の通行障害建築物の状況(法第 14 条第 3 号)

敦賀市内にある、福井県地域防災計画に位置づけられた第 1 次～第 2 次緊急輸送道路、ならびに本計画において指定する「県が指定する緊急輸送道路から防災拠点施設に至るまでの道路」の沿道建築物の状況を調査した結果、旧耐震基準により建築された建築物で倒壊することにより道路を閉塞するおそれのある建築物が 62 棟あります。(表 2-13 に示す。)

地震発生時に緊急輸送道路を有効に機能させるためには、緊急輸送道路沿道等で倒壊により道路を閉塞するおそれのある建築物の耐震化を図ることが必要となります。

表 2-13 緊急輸送道路等沿道の通行障害建築物の耐震化の現状(令和 2 年 3 月末現在)

道路区分	昭和 56 年以前		計
	DID	DID 以外	
第 1 次緊急輸送道路	24	1	25
第 2 次緊急輸送道路	27	0	27
市が指定する道路	10	0	10
合計	61	1	62

注:DID 人口集中地区(平成 27 年国勢調査)内における緊急輸送道路沿道の通行障害建築物。

#### (4) 市有建築物の耐震化の現状

敦賀市の市有建築物の耐震化の現状を表 2-14 に示します。

総棟数は、275 棟で、そのうち新耐震基準により建築された耐震性を有する建築物は 163 棟あります。

旧耐震基準により建築された建築物は 112 棟あり、そのうち、既に耐震診断を実施して、耐震性を有していると確認されたものは 30 棟、耐震性が不十分であったものは 54 棟あります。この耐震性が不十分であった 54 棟のうち、31 棟は既に耐震改修が実施されています。これらのことから、市有建築物全体の耐震化率は 81.5%と推計されます。

さらに、建築物の分類別の耐震化の現状では、災害時の拠点となる建築物の耐震化率は 95.5%、不特定多数の者が利用する建築物の耐震化率は 95.2%、特定多数の者が利用する建築物の耐震化率は 63.6%です。

表 2-14 市有建築物の分類別の耐震化の現状(令和2年3月末現在)

(各主管課より報告された建築物のすべて)

(単位:棟)

分類	建築物の総棟数①	新耐震基準により建築された建築物の棟数②	旧耐震基準により建築された建築物の棟数③						耐震性を有する建築物の棟数⑨ (②+⑥+⑧)	H24.1 耐震化率 (推計)	H28.1 耐震化率 (推計)	R2.3 耐震化率 (推計) ⑨/①	
			耐震診断実施棟数④			耐震診断 予定 無し⑤	耐震性 有⑥	耐震性 無⑦					耐震改修 実施棟数 ⑧
			耐震性 有⑥	耐震性 無⑦	耐震改修 実施棟数 ⑧								
(ア) 災害時の 拠点 となる 建築物	市役所、消防署、幼稚園、小・中学校、病院、診療所、高齢者福祉施設、障害者福祉施設、児童福祉施設、体育館等	112	65	47	43	14	29	28	4	107	93.3%	93.4%	95.5%
	避難所	22	13	9	9	2	7	7	0	22	92.6%	96.4%	100%
	その他	90	52	38	34	12	22	21	4	85	93.5%	92.5%	94.4%
(イ) 不特定 多数の 者が利用 する 建築物	博物館、銀行、運動施設、集会場、展示場、卸売市場、公衆浴場、停車場、駐車施設等	42	33	9	8	4	4	3	1	40	90.0%	91.9%	95.2%
	避難所	13	8	5	5	3	2	1	1	12	60.0%	80.0%	92.3%
	その他	29	25	4	3	1	2	2	0	28	96.0%	93.8%	96.6%
(ウ) 特定多数の 者が利用 する建 築物	賃貸住宅(共同住宅に限る)、事務所等	121	65	56	33	12	21	0	23	77	61.2%	62.3%	63.6%
合計		275	163	112	84	30	54	31	28	224	78.5%	79.6%	81.5%
	避難所	35	21	14	14	5	9	8	1	34	87.5%	93.9%	97.1%
	その他	240	142	98	70	25	45	23	27	190	77.3%	77.7%	79.2%

注: 廃校(予定を含む)、解体(予定を含む)、用途廃止(予定を含む)の市有建築物は、集計から除外。

「改修予定あり」は、「耐震性なし」とみなす。消防団器具置場は、「(ア)災害時の拠点となる建築物」に含める。学校給食センター、文化振興課分室は、「(ウ)特定多数の者が利用する建築物」に含める。



## 2.3 耐震改修等の目標の設定

### (1) 敦賀市における住宅の耐震化の目標

大規模地震時の人的および経済的被害を軽減するため、日常生活の場である住宅の耐震化を図ることが重要であり、国の基本方針および県の目標値を踏まえ、住宅の耐震化率を令和7年度に90%とすることを目標とします。

令和7年度においては、昭和55年以前に建築された住宅の建替え等が進み、人が居住している住宅26,840戸のうち、耐震性を有する住宅は22,770戸で、耐震化率は84.8%と推計されるため、旧耐震基準により建築された住宅について、1,386戸の耐震化を促進することにより、90%の目標達成を目指します。

特に、地震発生時に建築物の倒壊により円滑な避難や消火活動を妨げるおそれがある木造住宅等が密集する既成市街地は、人的および経済的被害を軽減するため、建築物の耐震化を促進する最も重要な地域です。その地域内にある旧耐震基準により建築された住宅の耐震化を重点的に促進していきます。(既成市街地とは、既に道路等の施設が整備され、建築物が面的に連続して一定密度以上存在することにより市街地が形成されている地域で、ここでは、住宅の密度が原則として30戸/ha以上となるおおむね5ha以上の区域をいいます。)

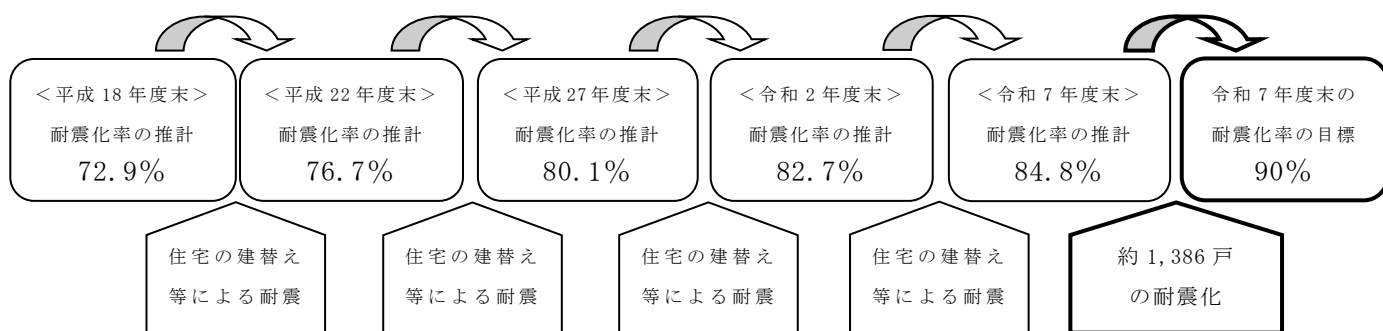
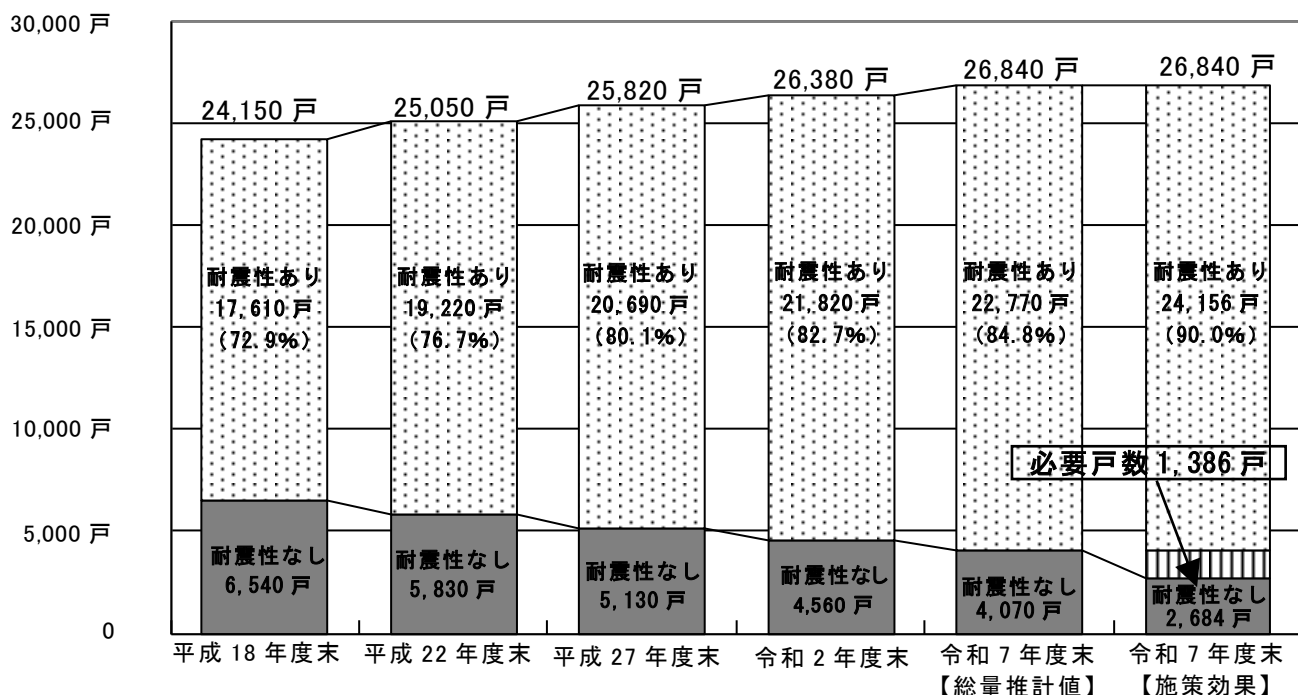


図 2-7 住宅の耐震化の現状と目標



## (2) 特定既存耐震不適格建築物の耐震化の目標

大規模地震が発生した際、人的および経済的被害を軽減するため、特定既存耐震不適格建築物の耐震化を図ることが重要です。中でも多くの人命が失われる危険性が高い多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物について、国の基本方針および県の目標値を踏まえ、令和7年度に90%とすることを目標にします。

特に、情報の収集・伝達、避難誘導等の拠点となる庁舎、被災者を一時収容する病院や学校はもとより、災害弱者が利用する社会福祉施設などの災害時の拠点となる建築物の耐震化は最も重要となります。特に、市有建築物は、国および県との情報収集・伝達・指示において基幹的な役割を果たす建築物となるため、災害時に最も重要な建築物ということを考慮し目標を100%に上げ、耐震化を進めます。

民間建築物の現状としては、耐震診断が未実施の建築物が多いため、まず、建築物の耐震性の有無を確認し、その結果を踏まえ、早急に対策を講じる必要があります。

このことから、可能な限り早急に旧耐震基準で建築された災害時の拠点となる建築物の耐震診断をすべて実施することとし、その結果を踏まえて、令和7年度の耐震化率の目標を実態に即したものに直すこととします。

表2-15 多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物の耐震化の目標

建築物の用途・分類		計画策定時の耐震化率 (平成19年7月末)	現状の耐震化率 (令和2年3月末)	耐震化率の目標 (令和7年度末)
多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物		76.9%	86.6%	90%
	公共建築物	73.3%	86.9%	
	民間建築物	79.1%	86.4%	
(ア) 災害時の拠点 となる建築物	市役所、消防署、幼稚園、小・中学校、高校、病院、診療所、高齢者福祉施設、障害者福祉施設、児童福祉施設、体育館等	81.4%	97.4%	
	公共建築物	80.9%	97.3%	
	民間建築物	82.4%	97.6%	
(イ) 不特定多数の者が 利用する建築物	百貨店、飲食店、ホテル・旅館、映画館、遊技場、美術館、博物館、銀行等	50.0%	82.4%	
	公共建築物	66.7%	91.7%	
	民間建築物	43.5%	79.5%	
(ウ) 特定多数の者が利用 する建築物	賃貸住宅(共同住宅に限る)、寄宿舎、下宿、事務所、工場等	79.1%	82.1%	
	公共建築物	62.8%	68.9%	
	民間建築物	84.0%	85.3%	

注:民間建築物は国の耐震化率の算出方法により推計

### (3) 危険物関係特定既存耐震不適格建築物の耐震化の目標

耐震改修促進法第 14 条第 2 号に規定する「危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する」特定既存耐震不適格建築物については、所管行政庁(福井県)と連携して、建築物の所有者等に対して耐震化を促していきます。

### (4) 緊急輸送道路沿道等の通行障害建築物の耐震化の目標

本計画で定める耐震改修促進法第 14 条第 3 号に規定する「地震によって道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある」通行障害建築物については、所管行政庁(福井県)と連携して、建築物の所有者等に対して耐震化を促していきます。

## 2.4 敦賀市が所有する建築物の耐震化目標の設定

大規模地震時の人的および経済的被害を軽減するため、災害時に基幹的な役割を果たす市有建築物の耐震化を図ることは非常に重要です。

このような考え方から、市有建築物の令和 7 年度の耐震化率の目標は、用途や規模に関わらず、95%以上としますが、令和 2 年度における耐震化率は、(ア)災害時の拠点となる建築物は 95.5%であることと、(イ)不特定多数の者が利用する建築物についても 95.2%であることから、どちらも目標を 100%に引き上げます。

なお、敦賀市施設総合管理計画による建築物の統廃合や、少子化や人口減少などの社会情勢の変化に対応した機能集約に伴い、建築物の使用形態・活用方法を見直し、実態に即した建築物の耐震化を実施します。

表2-16 市有建築物の耐震化の目標

(各主管課より報告された耐震化すべき建築物すべて)

建築物の用途・分類		計画策定時の耐震化率 (平成19年12月末)	現状の耐震化率 (令和2年3月末)	耐震化率の目標 (令和7年度末)
(ア) 災害時の 拠点となる 建築物	市役所、消防署、幼稚園、小・中学校、病院、診療所、高齢者福祉施設、障害者福祉施設、児童福祉施設、体育館等	76.8%	95.5%	100%
(イ) 不特定多数 の者が利用 する建築物	博物館、運動施設、集会場、展示場、卸売市場、公衆浴場、停車場、駐車施設等	88.9%	95.2%	100%
(ウ) 特定多数の 者が利用す る建築物	賃貸住宅(共同住宅に限る)、事務所等	59.8%	63.6%	90% 以上

## 2. 建築物の耐震診断および耐震改修の実施に関する目標のまとめ

●想定される地震の規模と被害状況

- 建物が全壊する確率は木造の昭和55年以前のもものは、31%  
⇒被害を軽減するため、建築物の耐震化が必要。

●耐震化の現状と目標設定

- 住宅:耐震化率の目標 90%(令和7年度)  
⇒既成市街地内の旧耐震基準による住宅を重点的に耐震化。
- 多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物:耐震化率の目標 90%(令和7年度)

建築物の用途・分類		計画策定時の耐震化率 (平成19年7月末)	現状の耐震化率 (令和2年度末)	耐震化率の目標 (令和7年度末)
多数の者が利用する特定建築物		76.9%	86.6%	90%
	公共建築物	73.3%	86.9%	
	民間建築物	79.1%	86.4%	
(ア) 災害時の拠点となる建築物	市役所、消防署、幼稚園、小・中学校、高校、病院、診療所、高齢者福祉施設、障害者福祉施設、児童福祉施設、体育館等	81.4%	97.4%	
	公共建築物	80.9%	97.3%	
	民間建築物	82.4%	97.6%	
(イ) 不特定多数の者が利用する建築物	百貨店、飲食店、ホテル・旅館、映画館、遊技場、美術館、博物館、銀行等	50.0%	82.4%	
	公共建築物	66.7%	91.7%	
	民間建築物	43.5%	79.5%	
(ウ) 特定多数の者が利用する建築物	賃貸住宅(共同住宅に限る)、寄宿舎、下宿、事務所、工場等	79.1%	82.1%	
	公共建築物	62.8%	68.9%	
	民間建築物	84.0%	85.3%	

- 危険物関係特定既存耐震不適格建築物:県と連携して建築物の所有者等に対して耐震化を促す。

- 緊急輸送道路沿道の通行障害建築物:県と連携して建築物の所有者等に対して耐震化を促す。

●市有建築物の耐震化の現状と目標設定(各主管課より報告された耐震化すべき建築物すべて)

建築物の用途・分類		計画策定時の耐震化率 (平成19年12月末)	現状の耐震化率 (令和2年度末)	耐震化率の目標 (令和7年度末)
(ア) 災害時の拠点となる建築物	市役所、消防署、幼稚園、小・中学校、病院、診療所、高齢者福祉施設、障害者福祉施設、児童福祉施設、体育館等	76.8%	95.5%	100%
(イ) 不特定多数の者が利用する建築物	博物館、運動施設、集会場、展示場、卸売市場、公衆浴場、停車場、駐車施設等	88.9%	95.2%	100%
(ウ) 特定多数の者が利用する建築物	賃貸住宅(共同住宅に限る)、事務所等	59.8%	63.6%	90%以上

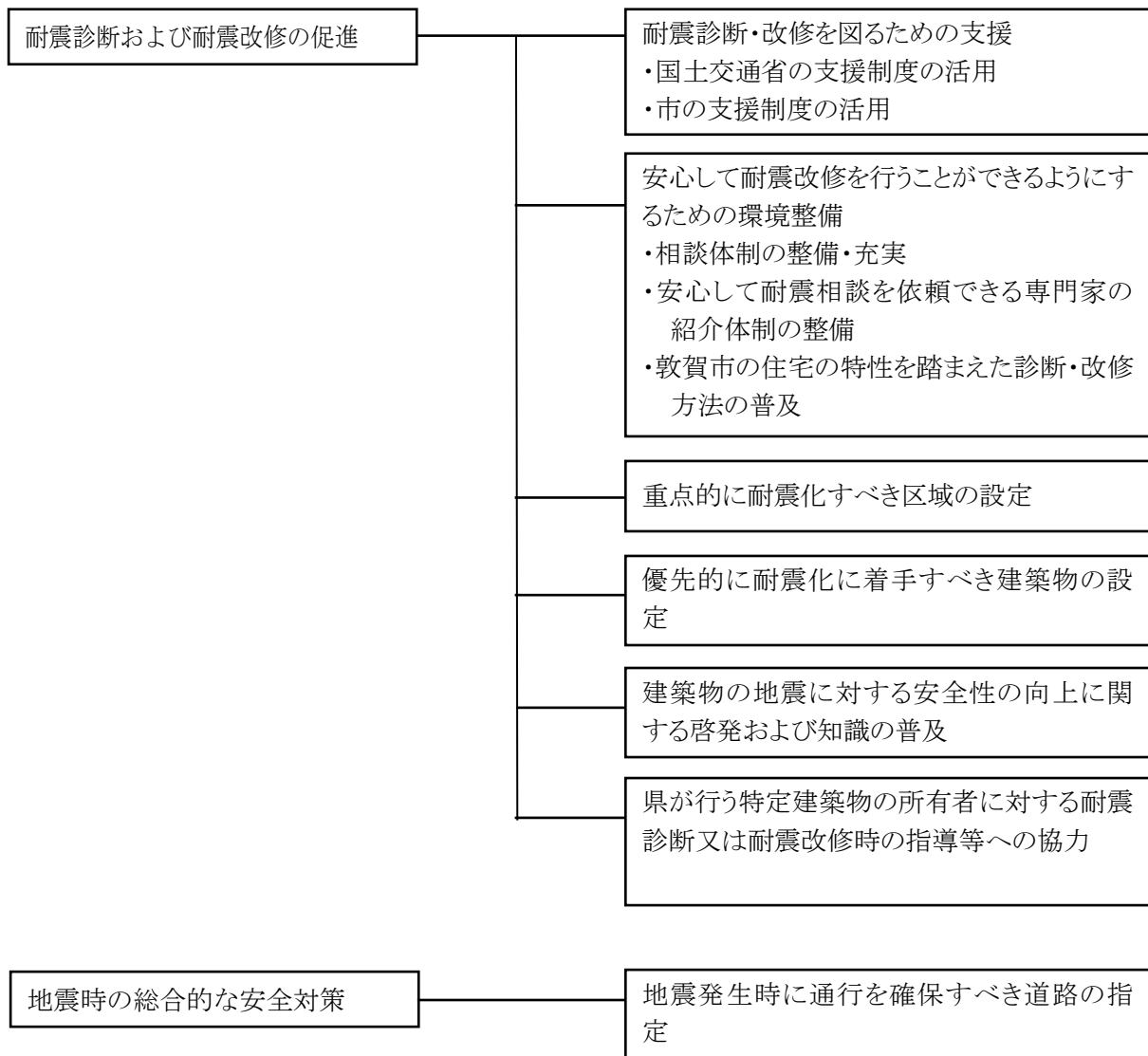
- ⇒行財政改革による建築物の統廃合、少子化や人口減少などの社会情勢の変化に対応した機能集約に伴い、使用形態・活用方法を見直し、実態に即した建築物の耐震化を実施。

### 3. 建築物の耐震診断および耐震改修の促進を図るための施策に関する事項

#### 3.1 耐震診断・改修に係る基本的な取組方針

建築物の耐震化を促進するため、まず、建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠です。そこで、このような共通の認識に基づき、敦賀市は、県、建築関係団体、建築物所有者等は相互の連携を基本に、耐震化の促進を図るため以下の事項の実施に努めます。

図 3-1 施策の体系



### (1) 県の役割

県は、県内の耐震化の現状を踏まえ、所有者等が耐震診断および耐震改修を行いやすい環境を市町と連携して整備することを基本的な取り組み方針にしています。

### (2) 敦賀市の役割

敦賀市は、市民に最も身近な基礎自治体として、敦賀市の耐震改修促進計画に基づき、県との連携を基に、建築物の耐震診断および耐震改修の重要性の普及に努め、住宅および特定既存耐震不適格建築物の耐震化の促進を図ります。

### (3) 建築関係団体等の役割

建築物の所有者および会員等に対して、積極的に耐震診断・改修に取り組んでもらえるように、支援を行います。

### (4) 建築物所有者等の役割

建築物の所有者は、県、敦賀市および建築関係団体等の様々な支援を活用し、早期に耐震診断・改修を実施すること、必要な地震対策を実施することに努めます。

## 3.2 耐震診断・改修を図るための支援策の概要

市民に対し、建築物の耐震診断および耐震改修の重要性の普及に努め、様々な支援制度を活用し、住宅および特定既存耐震不適格建築物の耐震化の促進を図ります。

具体的には、地震発生時における円滑な避難や消火活動を確保するため、木造住宅が密集している既成市街地内の住宅の耐震化を重点的に促進していきます。

また、民間建築物のうち、被災者を一時収容する病院や学校などの災害時に拠点となる特定既存耐震不適格建築物の耐震診断の実施を重点的に促進していきます。

住宅・建築物に係る耐震診断・耐震改修等に対する支援制度の概要を表 3-1、2 に、支援結果の概要を表 3-3 に示します。

表 3-1 住宅に係る支援制度の概要

区分	事業名	対象建築物等	補助限度額	補助率			
				国	県	市	
耐震診断 補強プラン	木造住宅耐震化促進事業 (耐震診断・補強プラン)	旧耐震基準により建築された木造住宅 耐震性が劣る住宅※1	90千円 ※2 180千円	1/2	1/4	1/4	
耐震改修	木造住宅耐震化促進事業 (耐震改修)	耐震性が劣る住宅 ※1	全体改修	1,200千円	1/2	1/4	1/4
			全体改修※3	1,900千円			
改修	3世代ファミリー一定住支援事業 (近居住宅取得支援)	親世帯と子世帯が同居するための住宅の 改修	500千円	45%	27.5%	27.5%	
建替	県産材を活用したふくいの住まい支 援事業	在来工法による木造住宅の新築・購入に 助成	400千円	—	1/1	—	
耐震改修	歴史的建造物保存促進事業	歴史的建造物部の改修工事	3,000千円	—	1/4	1/4	
建替	がけ地近接等危険住宅移転事業	住宅移転に要する費用を助成	802千円 4,150千円	1/2	1/4	1/4	
改修	土砂災害危険性対策改修事業	住宅の土砂災害対策改修に要する費用 に助成	759千円	1/2	1/4	1/4	
耐震改修	長期優良住宅化リフォーム推進事業	長寿命化に資する耐震改修等に要する 費用への助成	1,000千円	1/1	—	—	
耐震改修	危険ブロック塀等除却支援事業	危険ブロック塀等	除却	200千円	1/2	1/4	1/4
			建替(県産材)	600千円			

(※1):昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された住宅で(一財)日本建築防災協会「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」の総合評価で耐震性が劣ると判断された住宅。

(※2):限界耐力計算法による場合

(※3):伝統的な古民家の場合

表 3-2 特定既存耐震不適格建築物に係る支援制度の概要

区分	事業名	対象建築物	補助率		
			国	県	市
耐震診断	住宅・建築物安全ストック形成事業	旧耐震基準により建築された私立学校、幼稚園、社 会福祉施設、障害者施設、保育所	1/3	1/3	—
耐震改修	小・中学校耐震化促進事業【終了】	旧耐震基準により建築された耐震性の劣る(D,E ラ ンク)公立小・中学校の校舎等	—	1/20~ 1/10	—
耐震改修	公立学校施設整備費地震補強事業	旧耐震基準により建築された耐震性の劣る小・中学 校および特別支援学校の校舎等※	1/2~ 2/3	—	—
耐震改修	私立高等学校教育施設整備事業	旧耐震基準により建築された耐震性の劣る私立高 等学校の耐震改修	1/3 (1/2)	1/6	—
耐震診断改修	私立学校耐震化促進事業	私立学校の耐震化を促進	1/3	1/6	—
耐震改修	私立学校施設整備費補助金	旧耐震基準により建築された耐震性の劣る私立学 校・幼稚園の耐震改修	1/3 (1/2)	1/6	—
耐震改修 改築	老人福祉施設整備事業【終了】	旧耐震基準により建築された耐震性の劣る老人福 祉施設の改築および改修	—	1/1	—
耐震改修	社会福祉施設整備事業補助金	旧耐震基準により建築された耐震性の劣る福祉施 設の改築および改修	1/2	1/4	—
耐震改修	社会福祉施設耐震化等整備事業補助金 【終了】	旧耐震基準により建築された耐震性の劣る福祉施 設(入所)の改築および改修	1/2	1/4	—
耐震改修 増改築	保育所施設整備費補助金	一定年数を経過して使用に耐えられなくなり、改修 が必要となった保育所の改築および改修	1/2	—	1/4
耐震改修 新築改築	福井県医療施設耐震化整備事業補助金 【終了】	旧耐震基準により建築された耐震性の劣る災害拠 点病院、二次救急医療機関(病院)※	1/2	—	—
耐震改修 新築改築	医療提供体制施設整備交付金	旧耐震基準により建築された耐震性の劣る災害拠 点病院、二次救急医療機関(病院)、精神科病院等	1/3 ~1/2	—	—



表 3-3 住宅に係る支援結果の概要

(単位:戸)

区分	事業名	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	合計
耐震診断	木造住宅耐震化促進事業 (耐震診断)	50	50	70	16	16	74	15	15	8	13	6	22	7	9	6	377
補強プラン	木造住宅耐震化促進事業 (補強プラン)	—	—	—	44	34	76	15	15	11	12	6	22	7	9	6	257
耐震改修	木造住宅耐震化促進事業 (耐震改修)	—	—	—	—	9	7	12	7	7	2	2	0	5	3	4	58

### 3.3 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備

市民がより積極的に、かつ安心して耐震改修を行なえるよう、以下のような環境整備を推進します。

#### (1) 相談体制の整備・充実

敦賀市は、県をはじめ建築関係諸団体等と連携し、支援制度の普及・啓発、相談体制の充実に努め、また、敦賀市のホームページやパンフレット等での情報提供体制をさらに充実させ、既存建築物の耐震診断および耐震改修の必要性について啓発を行います。その他、建築物内に設置されている家具等の地震時における転倒・移動による被害を防止するため、その適正な対策・転倒防止方法等を普及啓発していきます。

#### (2) 安心して耐震相談を依頼できる専門機関を紹介する環境づくり

敦賀市は、県が進める耐震診断技術者の養成等に協力するとともに、県をはじめ関係諸団体等と連携し、市民に対して安心して相談できる専門機関を紹介する環境づくりに協力します。

#### (3) 敦賀市内の住宅の特性を踏まえた診断・改修方法の普及

敦賀市内には、地域における風土等を反映した地域特有の形態および意匠を有している伝統的民家が存在します。

伝統的民家の伝統構法は、ある程度変形することで地震に耐える特有の構造様式であるため、現行の木造住宅の耐震診断や耐震改修になじみにくい面があります。このため、県が主導して行う、建築関係諸団体との連携による伝統的民家に適した耐震化の手法の検討、これにより確立される手法の普及啓発を敦賀市が行うことにより、伝統的民家が形成されている地域の特色を市民共通の資産として、後の世代に継承していきます。

#### (4) ブロック塀等の安全対策の推進について

平成 30 年 6 月の大阪府北部を震源とする地震において、ブロック塀や組積造の倒壊によって犠牲者が発生しています。このような事故を二度と起こさないようブロック塀の新設・改修時には、建築基準法を遵守するよう指導を行うとともに、重点的に安全対策を実施すべき避難路として緊急輸送道路、敦賀市教育委員会が作成する小中学校区毎の通学路図に記載されている通学路および住宅や事務所等から避難所や避難場所へ至る経路を位置づけ、避難路沿道にある危険ブロック塀の安全対策に関する支援を行います。

### 3.4 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項

地震発生時に緊急車両や支援物資搬送車両が通行できる緊急輸送道路を確保することは重要であり、その道路が有効に機能するためには、倒壊により道路を閉塞するおそれのある沿道の建築物の耐震化を図ることが必要となります。耐震改修促進法第6条3項2号に規定する道路(本市の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、耐震診断および耐震改修の促進を図ることが必要と認められる道路)として本計画に記載する道路は市内の緊急輸送道路とします。特に、地震発生時に緊急車両や支援物資搬送車両の通行を確保する上で、最も重要である建築物の密度の高い人口集中地区内の耐震化すべき建築物の所有者に対し県と連携しながら、耐震診断の実施を促し、耐震化を図るよう指導・助言を行っていきます。

図3-2 緊急輸送道路等位置図

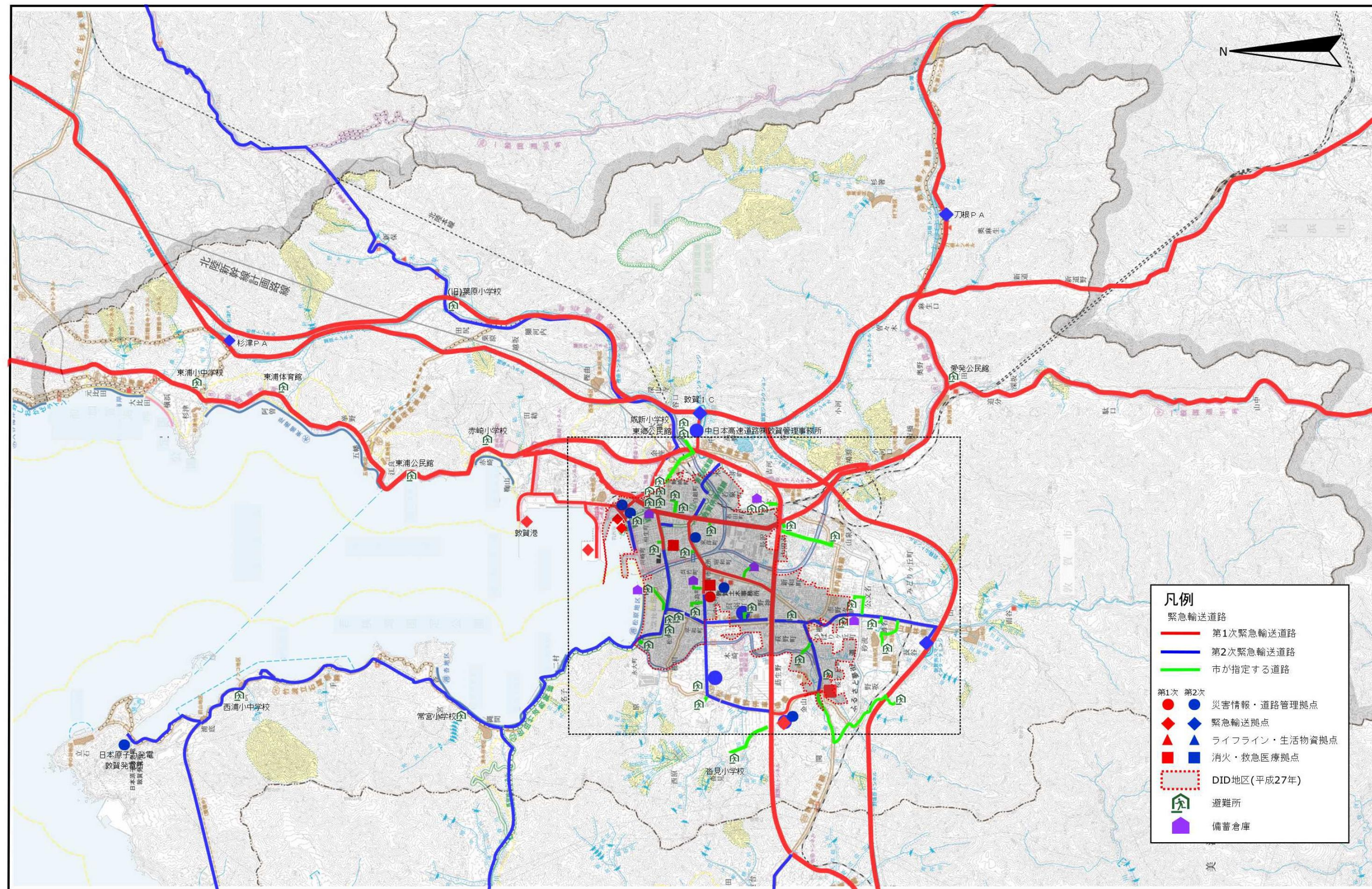
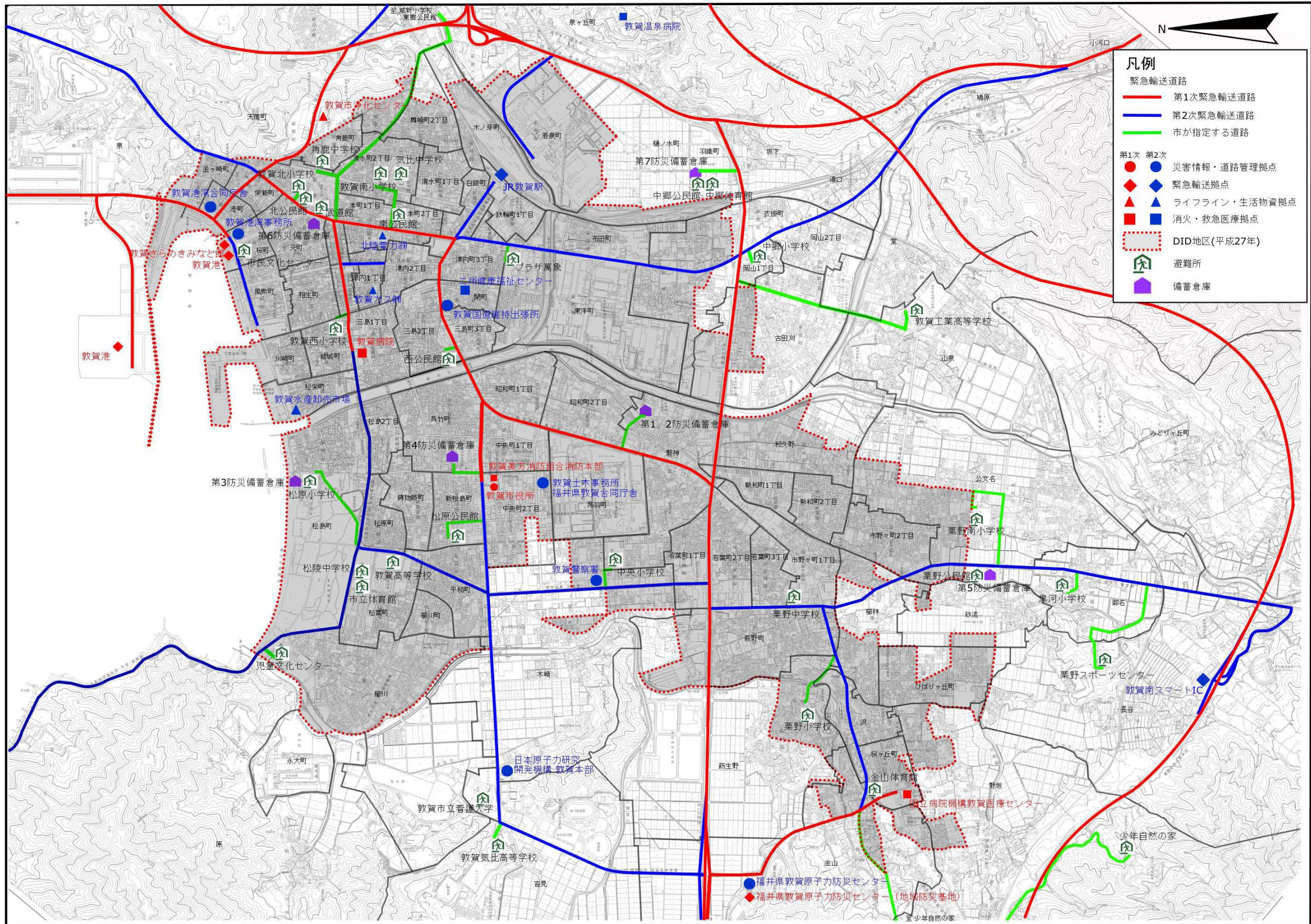


図3-3 中心部緊急輸送道路等位置図



### 3.5 避難路等の現況把握および沿道住宅・建築物耐震化基礎資料の整備

住宅・建築物の耐震化の実施のために必要となる、避難路等の道路閉塞率等の調査のため道路幅員等の調査を行い、道路等を閉塞する恐れのある住宅・建築物について耐震診断および耐震改修の促進を図ります。

### 3.6 緊急耐震重点区域における耐震化促進

地震発生時に建築物の倒壊により、円滑な避難や消火活動を妨げるおそれがある旧耐震基準で建てられた建築物が市内に点在しており、早急に耐震化を促進する必要があります。また、敦賀市地域防災計画(地震災害対策編)では、地震動予測は市のほぼ全域で震度5強以上としています。そのため、市内全域を緊急耐震重点区域と位置づけ、住宅耐震化緊急促進アクションプログラムを策定します。

その取り組みとして、緊急耐震重点区域内の旧耐震基準の住宅所有者に対し、令和7年度末までにダイレクトメールを送付し、耐震診断及び耐震改修の支援事業について紹介を行い、耐震性の必要性を周知します。併せて広報及びパンフレットの送付、説明会等により市民の意識の向上を図ります。

また、ダイレクトメールの送付戸数や耐震診断、耐震改修の支援実績をホームページにて公表します。

これらの取り組みを、社会資本整備総合交付金要綱に基づく住宅耐震化緊急促進アクションプログラムとして位置づけます。

### 3.7 優先的に耐震化に着手すべき建築物

市有建築物および特定既存耐震不適格建築物について、以下の建築物の耐震化を優先的に着手します。

#### (1) 防災上重要な建築物

災害対策に要求される迅速かつ正確な情報伝達、適切な行動への指示および安全な避難場所の確保を、円滑に進めるため、前述した「災害時に拠点となる建築物」を「防災上重要な建築物」として指定し、優先的に各施設の耐震化を図り、倒壊防止に努めます。また、これらの施設の中でも、避難所に指定されている施設については、特に優先して耐震化に努めます。

#### < 災害時の拠点となる施設 >

- ・災害時に緊急の救護所、被災者の一時収容施設となる病院、診療所、学校、社会福祉施設等。
- ・災害時に避難誘導および情報伝達、救助等の防災業務の中心となる庁舎、消防署、出先施設等。

#### (2) 優先的に指導等を実施すべき特定既存耐震不適格建築物

地震時による人的・経済的被害の軽減を目的に、旧耐震基準により建築された耐震性が不十分である特定既存耐震不適格建築物のうち、建築物が災害時の果たす役割や市民に及ぼす影響等を考慮し、県との連携により優先的に指導すべき特定既存耐震不適格建築物を選定し、県が行う所有者等に対する指導等に協力します。

表 3-4 優先的に耐震化すべき建築物

優先順位	建築物の分類	建築物の用途の概要
1	災害時の拠点となる特定既存耐震不適格建築物	市役所、消防署、小・中学校および病院等の特定既存耐震不適格建築物
2	不特定多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物	百貨店、飲食店、ホテル、映画館および博物館等の不特定多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物
3	緊急輸送道路沿道の特定既存耐震不適格建築物	緊急輸送道路沿道に位置し、地震時に倒壊することにより道路を閉塞するおそれがある特定既存耐震不適格建築物

### 3.8 市有建築物に係る二次的被害発生防止

平成 17 年 3 月の福岡県西方沖地震や同年 8 月の宮城県沖地震など、全国各地で大規模地震が頻発し、それに伴い、建築物の窓ガラスや外装タイル等の落下、大規模な空間を有する建築物の天井崩落、ブロック塀の倒壊等による死傷等の二次的被害が発生しており、地震時における建築物の安全性の確保が重要な課題となっています。建築基準法でそれぞれの安全性の規定が定められた年次が異なるため、たとえ新耐震基準で建築された建築物で建物の倒壊等の被害がないとしても、たとえば大規模空間の天井が崩落し、死傷者が発生する可能性があります。

### 3. 建築物の耐震診断および耐震改修の促進を図るための施策に関する事項のまとめ

●耐震診断・改修に係る基本的な取組方針

- 建築物の耐震化を促進するため、まず、建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠。
- 市は、県、建築関係団体、建物所有者等は相互の連携を基本に、耐震化の促進。

●耐震診断・改修を図るための支援策の概要

区分	支援制度の名称および概要	制度主体
住宅	○木造住宅耐震化促進事業：戸建て木造住宅の耐震診断に助成、改修に対する補助	市
	○3世代ファミリー定住支援事業：親世帯と子世帯が同居するための住宅の改修の支援	市
	○県産材を活用したふくいの住まい支援事業：木造住宅の建替の支援	県
	○伝統的民家普及促進事業：伝統的民家の改修・建替の助成	市
	○歴史的建造物保存促進事業：歴史的建造物部の改修工事	市
建築物	○住宅・建築物安全ストック事業：特定既存耐震不適格建築物等の耐震診断・改修に助成	国
	○小・中学校耐震化促進事業：公立小・中学校の耐震診断・改修に助成【終了】	県
	○公立学校施設整備費地震補強事業：公立小・中学校の耐震診断・改修に助成	国
	○私立高等学校教育施設整備事業：私立高等学校の耐震改修に助成	県
	○私立学校耐震化促進事業：私立学校の耐震診断・改修に助成	県
	○私立学校施設整備費補助金：私立学校・幼稚園の耐震診断・改修に助成	国
	○老人福祉施設整備事業補助金：老人福祉施設の耐震改修等の支援【終了】	県
	○社会福祉施設等施設整備事業費：社会福祉施設の耐震改修等の支援	国
	○社会福祉施設耐震化等整備事業補助金：社会福祉施設（入所）の支援【終了】	国
	○保育所施設整備費補助金：保育所の耐震改修等の支援	国
	○医療施設耐震化整備事業補助金：災害拠点病院等の耐震改修等の支援【終了】	県
○医療提供体制施設整備交付金：災害拠点病院等の耐震改修等の支援	国	
その他	○危険ブロック塀等除却支援事業：危険ブロック塀の除却・建替の支援	市

●安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備

- 相談体制の整備・充実。
- 安心して耐震相談を依頼できる専門機関を紹介する環境づくり。
- 敦賀市内の住宅の特性を踏まえた診断・改修方法の普及。

●地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項

- 「地震発生時に通行を確保すべき道路」の位置づけ。

●避難路等の現況把握および沿道住宅・建築物耐震化基礎資料の整備

- 避難路等の道路閉塞率等の調査のため道路幅員等の調査を行い、道路等を閉塞する恐れのある住宅・建築物について耐震診断および耐震改修の促進。

●緊急耐震重点区域の設定

- 敦賀市地域防災計画（地震災害対策編）では、地震動予測を市のほぼ全域で震度5強以上としているため、市内全域を緊急耐震重点区域と位置づけ。

●市有建築物に係る二次的被害発生防止への対応

- 窓ガラスや外装タイル等の落下、大空間建築物の天井崩落、ブロック塀の倒壊等

●優先的に耐震化に着手すべき建築物

優先順位	建築物の分類	建築物の用途の概要
1	災害時の拠点となる特定建築物	市役所、消防署、小・中学校および病院等の特定建築物
2	不特定多数の者が利用する特定建築物	百貨店、飲食店、ホテル、映画館および博物館等の不特定多数の者が利用する特定建築物
3	緊急輸送道路沿道の特定建築物	緊急輸送道路沿道に位置し、地震時に倒壊することにより道路を閉塞するおそれがある特定建築物

## 4. 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発および知識の普及に関する事項

### 4.1 地震防災マップ(ゆれやすさ・液状化危険度・地域の危険度)の作成・公表

敦賀市において予想される想定地震による「ゆれやすさ」「液状化危険度」「地域の危険度」を表した地震防災マップを平成23年3月に作成し、公表するとともに市内全戸への配布を行いました。

### 4.2 相談体制の整備および情報提供の充実

耐震診断等および耐震改修に関する相談や情報提供について、県、建築関係団体との連携を基に、以下の窓口で対応していきます。また、新聞や広報誌を活用し、耐震診断等および耐震改修に関する普及啓発を進めます。

表 4-1 相談窓口一覧

区分	相談窓口	対応内容
県	土木部建築住宅課 各土木事務所(建築担当課)	技術的な相談・耐震診断等に係る情報の提供等
建築関係団体	(一社)福井県建築士会 (一社)福井県建築組合連合会 (一社)福井県建築工業会 (一社)福井県建築士事務所協会 (一財)福井県建築住宅センター	(情報の例) ・県の支援制度 ・耐震改修を行う施工者の情報 ・耐震改修の工法の紹介 など
敦賀市	建設部住宅政策課	木造住宅耐震化促進事業の制度説明および申込み

### 4.3 パンフレットの作成とその活用方策

県や市が作成したパンフレットの活用とともに、敦賀市は「広報つるが」、ケーブルテレビ等を利用して、市民の意識啓発を行います。

### 4.4 リフォームにあわせた耐震改修の誘導

リフォーム工事を行なう際に、設計者、施工者が住宅所有者に対して耐震改修工事を併せて行なうよう積極的に働きかけるという協定を県と建築関係団体が締結して、耐震改修の誘導を図っています。

県の土木部建築住宅課、各土木事務所(建築担当課)、(一社)福井県建築士会、(一社)福井県建築組合連合会、(一社)福井県建築工業会、(一社)福井県建築士事務所協会、(一財)福井県建築住宅センターおよび敦賀市建設部住宅政策課において、リフォームに関する相談時等を活用し、リフォームにあわせた耐震改修の重要性を説明し、意識啓発を図ります。

#### 4.5 地域住民等との連携(取組支援策)

建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発の方法として、地域の町内会等を通じた防災活動は重要です。国の「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」においても、耐震改修に取り組む基本姿勢として「地域防災対策は、住宅・建築物の所有者等が自らの問題・地域の問題として意識を持って取り組むことが不可欠である。」と示されています。

このため、各地区区長会などの機会をとらえ、各町内および事業所等における自主防災組織の育成、強化を図ります。また、これらの自主防災組織の充実をめざし、自主防災組織の防災リーダーを育てるために、定期的かつ地区別に研修会を開催します。また、防災リーダー研修会では、積極的に参加者を募ります。さらに自主防災組織による災害発生時の初期活動等を迅速、効果的に行うために、人命救助器具等防災資機材、資機材倉庫ならびに倉庫用地について助成、協力するとともに、自主防災組織の実施する防災訓練に対し、必要な職員派遣や資機材の貸出しを行います。

加えて、地域における自主防災組織と事業所における自主防災組織(自衛消防組織等)とが、連携を強めて一体的に防災活動が実施できるような体制づくりを進めます。

#### 4.6 耐震出張説明の実施

イベント、講習会等に県から講師を招き、耐震化に係る情報提供を行います。

また、市民向けの木造住宅の耐震に関する出前講座等に、(一社)福井県建築士事務所協会から講師を招き、木造住宅の耐震化の必要性や耐震工法の説明を行い、木造住宅の促進に繋がります。

#### 4.7 耐震改修に対する税の特例措置の周知

令和3年12月31日までに一定の耐震改修工事を行った場合、所得税の控除が受けられます。また令和4年度末までに一定の耐震改修工事を行った場合、固定資産税の減額が受けられます。なお、住宅耐震改修特別控除と住宅借入金等特別控除について、いずれの適用条件も満たしている場合には、重ねて適用できます。これらの制度の市民への周知を図るとともに、関係団体へ制度の活用について働きかけていきます。

#### 4.8 売買される建物の耐震診断・耐震改修の促進

宅地建物取引業法では、宅地建物取引業者に義務付けている重要事項説明において、耐震診断の結果に関する事項が含まれています。この改正の内容について、関係団体等と連携して市民に周知の徹底を図り、建物所有者等の自発的な耐震診断の実施を促進していきます。

#### 4.9 地震保険の活用

万一の地震に備えて、地震により建築物が倒壊や損壊した場合に一定額の保障が得られる地震保険に加入していれば、その再建が円滑に進むことが期待できます。市は地震保険の普及啓発に努めます。



#### 4.10 木造住宅耐震改修現場見学会の開催協力

県が実施する木造住宅耐震改修の現場見学会に協力し、住宅の耐震改修を検討している方々に、耐震改修工事中の様子をご覧いただくことで、耐震改修への理解を深めていただき、住宅耐震化の促進に結びつけます。

#### 4.11 耐震診断を実施した所有者等へのフォローアップ

過去に木造住宅の耐震診断を実施したが、必要な耐震改修を行っていない所有者等に補助事業のチラシや現場見学会の案内を送付するなど、フォローアップを実施します。

#### 4. 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発および知識の普及に関する事項のまとめ

- 地震防災マップ(ゆれやすさ・液状化危険度・地域の危険度)の作成・公表
  - 敦賀市において予想される想定地震による「ゆれやすさ」「液状化危険度」「地域の危険度」を表した地震防災マップを平成 23 年 3 月に作成し、公表。
- 相談体制の整備および情報提供の充実
  - 県、建築関係団体との連携を基に、各々の窓口で対応。また、新聞や広報誌を活用し、耐震診断等および耐震改修に関する普及啓発を推進。
- パンフレットの作成とその活用方策
  - 県が作成するパンフレットの活用とともに、「広報つるが」、ケーブルテレビ等を利用して、市民の意識を啓発。また、耐震性向上に関する一般市民向けのパンフレットの作成を検討。一般配布と共に、「防災まちづくり講座」、講習会や事例見学会、学校教育、各種イベント等に積極的に活用。
- リフォームにあわせた耐震改修の誘導
  - リフォーム工事を行なう際に、設計者、施工者が住宅所有者に対して耐震改修工事を併せて行なうよう積極的に働きかけるという協定を県と建築関係団体が締結、耐震改修の誘導を図る。
  - 県の土木部建築住宅課、各土木事務所、建築関係団体、敦賀市建設部住宅政策課において、リフォーム相談時等を活用し、リフォームにあわせた耐震改修の重要性を意識啓発。
- 地域住民等との連携(取組支援策)
  - 各町内および事業所等における自主防災組織の育成、強化を推進。自主防災組織の防災リーダーを育成。人命救助器具等防災資機材、資機材倉庫ならびに倉庫用地について助成、協力。防災訓練に対し、必要な職員派遣や資機材の貸出し。地域における自主防災組織と事業所における自主防災組織(自衛消防組織等)とが、連携を強めて一体的に防災活動が実施できるような体制づくり。
- 耐震出張説明の実施
  - イベント、講習会等に県から講師を招き、耐震化に係る情報提供
  - 市民への出前講座において(一社)福井県建築士事務所協会から講師を招き、木造住宅の耐震化の必要性や耐震工法を説明
- 耐震改修に対する税の特例措置の周知
  - 令和 3 年 12 月 31 日までに耐震改修工事を行った場合の所得税の控除や、令和 4 年度末までに一定の耐震改修工事を行った場合の固定資産税の減額、住宅耐震改修特別控除と住宅借入金等特別控除の重複適用の制度の市民への周知、関係団体へ制度の活用の働きかけ。

● 売買される建物の耐震診断・耐震改修の促進

○ 宅地建物取引業法では、重要事項説明に耐震診断の結果に関する事項が含まれていることを、関係団体等と連携して市民に周知の徹底、建物所有者等の自発的な耐震診断の実施を促進。

● 地震保険の活用

○ 地震により建築物が倒壊や損壊した場合に一定額の保障が得られる地震保険の普及啓発。

● 木造住宅耐震改修現場見学会の開催協力

○ 県が実施する木造住宅耐震改修の現場見学会に協力し、住宅の耐震改修を検討している方々に、耐震改修への理解を深めていただき、住宅耐震化を促進。

● 耐震診断を実施した所有者等へのフォローアップ

○ 耐震改修を行っていない所有者等に補助事業のチラシや現場見学会の案内を送付するなど、フォローアップを実施。

## 5. 所管(特定)行政庁との連携に関する事項

### 5.1 対象となる建築物

所管(特定)行政庁である県は、旧耐震基準により建築された耐震性が不十分である特定既存耐震不適格建築物の所有者等に対し、耐震改修促進法および建築基準法に基づく指導等を実施します。敦賀市は県と連携し、情報の共有化を図ります。

### 5.2 耐震診断または耐震改修の指導等への協力

敦賀市は、所管(特定)行政庁である県と連携して、耐震改修促進法に基づき、県が行う指導・助言、指示、公表に協力します。

表 5-1 指導等の概要と敦賀市の役割等

区 分	概要と敦賀市の役割	根拠法令
指導・助言	県は、所有者に対し、耐震診断および耐震改修の必要性を説明し、速やかな耐震診断の実施を促し、耐震化を図るよう指導・助言を行い、敦賀市は県との連携を図ります。	耐震改修促進法
指 示	県は、相当の猶予期間を超えても、正当な理由なしに必要な耐震診断や耐震改修が行われない場合、速やかに耐震診断を実施し、耐震化を図るよう指示し、敦賀市は県との連携を図ります。	
公 表	県は、相当の猶予期間を超えても、正当な理由なしに指示に従わなかった場合、建築物所有者の名称を公表し、敦賀市は県との連携を図ります。	

### 5.3 建築基準法による勧告または命令等の実施

敦賀市は、所管(特定)行政庁である県と連携して、建築基準法に基づき、県が行う勧告、命令に協力します。

表 5-2 勧告、命令の概要と敦賀市の役割等

区 分	概要と敦賀市の役割	根拠法令
勧 告	<p>県は、相当の猶予期間を超えても、正当な理由なしに指示に従わず、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる場合、相当の猶予期間を付け、耐震化を図るために必要な措置を講ずるよう勧告し、敦賀市は県との連携を図ります。</p>	建築基準法
命 令	<p>県は、相当の猶予期間を超えても、正当な理由なしに勧告に係る措置を講じなかった場合、相当の猶予期間を付け、勧告に係る措置を講ずるよう命令し、あるいは、明らかに著しく保安上危険であると認められる場合、指示・勧告を行うことなしに、速やかに命令し、敦賀市は県との連携を図ります。</p>	

## 5. 所管(特定)行政庁との連携に関する事項のまとめ

### ●耐震診断又は耐震改修の指導等への協力

○敦賀市は、所管(特定)行政庁である県と連携して、耐震改修促進法に基づき、県が行う指導・助言、指示、公表に協力。

指導等の概要と市の役割等

区 分	概要と市の役割	根拠法令
指導・助言	県は、所有者に対し、耐震診断および耐震改修の必要性を説明し、速やかな耐震診断の実施を促し、耐震化を図るよう指導・助言を行い、敦賀市は県との連携を図ります。	耐震改修促進法
指 示	県は、相当の猶予期間を超えても、正当な理由なしに必要な耐震診断や耐震改修が行われない場合、速やかに耐震診断を実施し、耐震化を図るよう指示し、敦賀市は県との連携を図ります。	
公 表	県は、相当の猶予期間を超えても、正当な理由なしに指示に従わなかった場合、建築物所有者の名称を公表し、敦賀市は県との連携を図ります。	

### ●建築基準法による勧告又は命令等の実施

○敦賀市は、所管(特定)行政庁である県と連携して、建築基準法に基づき、県が行う勧告、命令に協力。

勧告、命令の概要と市の役割等

区 分	概要と市の役割	根拠法令
勧 告	県は、相当の猶予期間を超えても、正当な理由なしに指示に従わず、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる場合、相当の猶予期間を付け、耐震化を図るために必要な措置を講ずるよう勧告し、敦賀市は県との連携を図ります。	建築基準法
命 令	県は、相当の猶予期間を超えても、正当な理由なしに勧告に係る措置を講じなかった場合、相当の猶予期間を付け、勧告に係る措置を講ずるよう命令し、あるいは、明らかに著しく保安上危険であると認められる場合、指示・勧告を行うことなしに、速やかに命令し、敦賀市は県との連携を図ります。	

## 6. その他建築物の耐震診断および耐震改修の促進に関し必要な事項

### 6.1 計画の検証

県が開催する福井県建築物耐震改修促進計画連絡調整会議に参加し、公共施設、民間施設等のフォローアップを行い、耐震化率の把握に努め、着実に建築物の耐震化を進めます。

## 6. その他の建築物の耐震診断および耐震改修の促進に関し必要な事項のまとめ

### ●計画の検証

○県が開催する福井県建築物耐震改修促進計画連絡会議に参加し、耐震化率の把握、建築物の耐震化を進める。

**敦賀市建設部住宅政策課**

〒914-8501 敦賀市中央町2丁目1番1号

電話： (0770) 22-8141

FAX： (0770) 22-8164

E-mail： [jyutaku@ton21.ne.jp](mailto:jyutaku@ton21.ne.jp)